

令和2年第4回本巢市議会定例会議事日程（第3号）

令和2年11月27日（金曜日）午前9時 開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（16名）

1番	高橋勇樹	2番	今枝和子
3番	高田浩視	4番	寺町茂
5番	河村志信	6番	澤村均
7番	堀部好秀	8番	鏝本規之
9番	黒田芳弘	10番	臼井悦子
11番	道下和茂	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	大野一彦
教育長	川治秀輝	総務部長	畑中和徳
企画部長	洞口博行	市民環境部長	久富和浩
健康福祉部長	高橋誠	産業建設部長	原誠
林政部長	饗場昌彦	上下水道部長	翠直樹
教育委員会 事務局長	青山英治	会計管理者	谷口博文

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	成瀬敏和	議会書記	大久保守康
議会書記	松井俊英		

開議の宣告

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（黒田芳弘君）

日程第1、一般質問を行います。

6番 澤村均君の発言を許します。

○6番（澤村 均君）

おはようございます。

通告に従い質問を始めたいと思います。

今回の質問内容は主に2点、前回の議会に引き続き環境問題から入りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

近年の異常気象と二酸化炭素の関係、そういう問題で前回の議会も質問をさせていただきました。

今回は、先頃のアメリカの大統領選挙で当選されましたジョー・バイデン氏が、一番最初に政策目標として上げたのが、脱炭素社会を目指して、電力部門での二酸化炭素のゼロを目指す環境重視という政策を発表されました。これを受けてか、日本の菅新総理も日本も2050年までには温室効果ガスを実質ゼロにする、こういう目標を宣言いたしました。

一昨年（2019年）の第25回国連気候変動枠組条約締約国会議COP25では、日本の小泉環境大臣が石炭火力を輸出し、これからは日本では石炭火力を維持するという発言をしたその折に、世界各国からの大ひんしゆくを浴び、日本に対しては化石賞という不名誉なレッテルを貼られることになりました。

今回、この菅総理の脱二酸化炭素、この問題はアメリカに追従して倣ったものなのかというふうに使われますが、これ自体は全然悪いことではない、そういうふうにも思い、なかなか進まなかった京都議定書以来の懸案ですが、進むことを願っております。

そこで、前回は二酸化炭素を吸収するという事で、森林の環境整備ということに、森林環境譲与税を使い、この本巢市の山もきれいに整備する、健康な山をつくるという、そういう質問をいたしました。

そこで、二酸化炭素を排出するものには、車、今の自動車社会、排気ガス等々ありますが、私の住んでおる近くでも野焼きとか工場の煙突から煙が出ている、これは臭いも出てきます。この数ある工場の煙突、この煙が果たして基準に合った排出をされているのか、それを私たちの目では確かめることはできませんが基準が分かりません。

そこで、この本巢市にある工場や、そこにある煙突から排出されている煙、こういうものが基準に満たしているのかということで、今回1番目の質問をさせていただきます。

市で把握されている範囲内で結構ですので、その数などを教えてください。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を久富市民環境部長に求めます。

久富部長。

○市民環境部長（久富和浩君）

それでは、市や県の基準に当てはまる焼却施設の数につきましてお答えをいたします。

焼却施設の設置に当たりましては、一定の基準を超えますと届出または許可が必要となります。焼却能力が1時間当たり50キロ以上、または火床面積0.5平方メートル以上の焼却炉の場合には、ダイオキシン類対策特別措置法に基づきます岐阜県知事への届出が必要となります。

また、焼却能力が1時間当たり200キロ以上、または火格子面積2平方メートル以上の焼却施設の場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきます県知事の許可及び大気汚染防止法に基づきます届出が必要となります。

なお、本市では、焼却施設設置に関する条例等がないことなどから基準はございません。また、本市での焼却施設数につきましては、岐阜県に確認をいたしましたところ、ダイオキシン類対策特別措置法による届出件数は5施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律による許可件数は1施設でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

澤村均君。

○6番（澤村 均君）

これはあくまでも県の基準ということで、市にはそういうものがないという。

我々が生活している環境の中で、県がどうのこうのというより、密接に二酸化炭素なりという悪質な空気を吸わされているわけですが、新しくできた工場とか、どんな基準でもそうですけど、車でも新しいものもいい排出ガスが出ているとか、そういう基準が年々変わっていくわけですが、今のこの5施設で許可されているのは1施設ということですが、野焼きも含めて、2番目の問題に入っていくわけですが、私たちが生活の中で目にしている煙というは、特に農家とか柿の剪定とかいろいろある中で風物詩といいますか、のろしのように朝げ夕げに煙が何本か立ち上っているわけですが、木とか草木の場合は体に害がないということで、そんなに気にはしていないんですけど、工場であったり作業場であったり、ドラム缶であったり、これから寒くなるとたき火なんかもありますが、1つ気になるのが、農道とかも畑、畑地、空き地などで焼却した跡が見られるわけです。明らかに家庭ごみとか産業から出た産業廃棄物、廃棄物というんですね、これは。そういうものの焼却跡も見られることがあります。

そこで、2問目なんですけど、私たちが目にして見つけた場合、こういう通報が市の環境のほう

に電話するのか、ヘリコプターで県が飛んでいるというのも見受けられますが、私たちが見つけた場合にどう対処するのかということ踏まえて、通報とか指導の方法というのを、市のほうの立場でどのようにされているのか、2番目の質問になります。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を久富市民環境部長に求めます。

久富部長。

○市民環境部長（久富和浩君）

違法な焼却を見つけた場合の指導ということで、お答えさせていただくのは、焼却施設の場合についてお答えをさせていただきますので、御了承をいただきます。

焼却施設の許可の権限等につきましては、県知事にございます。岐阜県に確認をいたしましたところ、違法な焼却施設を見つけた場合には、設置者に対しましてダイオキシン類対策特別措置法、または廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきます基準を満たした施設とし、届出または許可を受けるように指導しているとお聞きしております。

〔6番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

澤村均君。

○6番（澤村 均君）

全て県がということで、市には明らかなものは通報して、あとは県が対処するという、そういうふうな解釈をしておきます。

市の中にある施設、工場、会社、様々なものがありますが、環境ということだけに関してちょっと今回3問目の質問なんですけど、例えば企業の中で消防活動とか日頃の交通安全に努力している会社とか、そういうものを見ても、広報なんかでも優良企業とか協力している企業に関しては表彰するという制度がいろいろあるんですが、環境ということに関しても市には基準がないということではありますが、こういう新しくきれいな工場で環境をよくやっている企業には、そういう特別に表彰するというんですかね、例えばISOという環境基準がありますが、こういう基準がある業者には、例えば指名競争の経審の場合、経営審査にポイントがついて有利な計らいを受ける、そういうのがあるんですけど、こういう企業に対しても、交通安全であり消防活動であり、特に環境基準を守っている会社にも市のほうから特別な優遇措置みたいなものが与えられるといいということで、私は3番目の質問を市長さんにお尋ねします。

こういう優良企業をいろんな表彰の仕方があると思うんですけど、何か環境に関して市長さんが思っておられることがあればお尋ねいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、お答えを申し上げたいと思います。

先ほど来、市民環境部長のほうから、環境基準云々、施設の届出、そしてまた環境基準を守っているかどうかというようなことで、お話が出てお答えしておりますけれども、先ほど来、市民環境部長がお答えいたしておりますように、この焼却施設の許可、届出、そういったものは法律によりまして、全て今、県が所管するようになっておりまして、私どもといたしましては、この施設が適正に管理されているのかどうかというようなことの確認というのができない。基本的には県が立入調査等をやりまして、本当に法令に従って守っているかどうかという確認をするわけではありますけれども、そういった立入権限は県のほうにあるというようなことでございまして、我々市のほうでは、その環境基準を守っているのかどうか、また環境に対して大変優良な企業がどうかというのは判断ができないということがございまして、今のところ我々としては市の顕彰制度というような形での表彰というのは予定をいたしておりません。

ただ、県のほうから優良な企業であるというようなことが証明をされれば、また我々のほうでも市内にある企業として優良企業だということにもなりますので、そういったときにはまた一度検討をしていきたいなと思っておりますけれども、基本的には権限がない、そしてまた確認をするすべがないということで、現在のところ顕彰制度というのは考えていくことは難しいと思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

澤村均君。

○6番（澤村 均君）

市の立場というのは重々分かりました。

前回の議会で河村議員が、砂利の掘削問題について質問がありました。

これもやはり、許認可は県だということで、市には一応規則はあるが、それは守らなくても通ってしまうという悔しい思いをしておりますが、条例というものがつくれるとか、権限が県より弱いというすごい悔しい思いなんですけど、全てにおいて認可するのは県であるとか、市には何もできないのかという部分をこれからどうしていくかという、ただ今までどおりのことでいいのかということ考えたときに、やはり何か規則、市のルールというものをつくる、そういう努力も考えていかなければいけないというふうに思って、最初の質問は終わりたいと思います。

2つ目の質問ですが、青少年と大人の関わりについてという表題ですが、近年、特に選挙に関して今回思っているわけなんですけど、18歳から投票する権利ができた。そういう中で、高校3年生ということは18歳の方もおられるということで、いきなり投票権があってもどうしたらいいのか分からない。そういう中で、日頃から小さいうちから、小学校・中学校のうちから大人の社会を知っておくべきではないか。これは、ひいては自分の例えばいじめ問題であったり、様々な家庭の問題でもそうですけど、自分というものをある程度磨いておかないと差別を受けたり、そういうときに反論もできないような、そういう子どもになってしまう。まさしく選挙になったときに、これ誰や分からへんで、お父さんに聞けばいいや、誰に入れたらいいの、そういう主体性ではないでしょうけど、

分からないものは分からないから誰かに聞く、そういうことだと思いますけど、今18歳になって投票人数が増えたわけですが、実質投票率を見ても、大人の世界でも三十数%、40%ぐらい、新しい18歳、19歳の子どもたちにとっては20%台という、逆に投票率が下がっている、そういうおかしい矛盾が起きております。

そこで、自分たちの権利を主張する、自分を守るためにも、社会のルール、子どもたちは学校で学校の校則というのがあると思いますけど、その校則を守りながらいろいろ覚えていく、そういう中で、今、特に大人が新聞を読まなくなったという環境の中で、新しいニュースはスマホでも十分得られるということで、私もたまに緊急で早く見たいときにはスマホで調べたり検索するんですけど、やはり画面が小さい中で、いろいろ読み取るというか自分の視野も狭くなってしまいますので、やはり新聞ということから物事を覚えていく。テレビというものもなかなか見ない、ゲームをやる子が多くてテレビも見ないという、家庭の中でも日頃から新聞に接するといいなと。

N I Eという言葉も二、三日、一般新聞紙上で見ました。アメリカでは90年も前から新聞と子どもたち、日本では35年ぐらい前ですが、新聞を取り入れた教育ということで勉強をしていこうという。隣の岐阜市でも、二、三日の新聞紙上で4つか5つの学校が新聞を取り入れながら授業をしていくということもたまに目に受けたので、このN I Eという言葉も最近覚えたわけですが、弊害があって、新聞というのは、書き方によってはいろんな方向が変わるということで、確かにそうだなと。スポーツ紙をとっても、自分の会社の系列のチームの記事はでかく書いたり、相手方のチームの記事は全く載せなかったりという弊害もあるので、一概にこの新聞がいいということで、今回N I Eを紹介しているわけでもありませんが、一般的に新聞でも本でもそうですけど、いろんな読み方があります。僕も新聞というのは4紙ぐらい見ておりますが、なかなか全部きちっと読むことはできませんけど、読み方の方向によっては、いろんな知識をいろんな方向から、誤っているんじゃないかということも確認しながら新聞を読んでおります。

その中で、子どもたち、これうちの孫が近くの学校にありますので、たまたま参観日にちょっと行きましたら、通路に新聞の記事が切り抜きが貼ってありました。こうやって気になることをスクラップして読んでいくのもいいな。私たちも会議のときにいろいろ先輩がいろんな切り抜きを持って来て、いい新聞記事があったよということを持ち寄ってやるわけですけど、一般社会と一番身近に接する、それも新しい、リアルタイムでそういう記事を読んでいく、こういうことが家庭の中で、また学校の中で行われると、より早く子どもと社会というのが密接な関係が得られるのではないかと、今回の最初の質問ですけど、青少年と大人の関わりについてということで、学校では子どもたちに社会との関わり、特に政治とは何かという問題で、どのような教育をされているのか、もしされておればその内容をお聞きしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

子どもたちの社会との関わり方や政治の教育についてお答えをします。

学校は社会の縮図であり、子どもたちは集団の一員としてよりよい社会の実現を目指し、仲間と問題を解決しながら日々を過ごしています。

そんな子どもたちに、政治、選挙などに関する知識・理解、根拠を持って主張し、協働的に合意形成する力、平和で民主的な国家・社会の形成に主体的に参画する力を身につけていくことが大切であると考えています。それを踏まえて、各学校において、政治についての様々な取組や学習を進めています。

まず全ての子どもが所属する学級が、子どもたちが構成員として参画する最も身近な社会です。子どもたちは皆が気持ちよく過ごせる集団を目指し、学級の目標を定め、それに向かって一致団結して物事に取り組んだり、生じてくる様々な問題や課題を話し合っ改善、解決したりしながら主体的、実践的に社会に関わる態度や能力の基礎を培っております。

さらに、小学校の児童会や中学校の生徒会では、立候補、公約、演説、そして選挙という一連のシステムで会長や役員を選んでいます。児童会・生徒会の方針や運営については、学級から選出された代表者がよりよい学校づくりを目指して議論し、合意形成を図りながら取組を重ね、集団や社会に形成者としての見方、考え方、そして自治の力を育てています。

また、社会科の授業では、個人の尊重や政治・選挙の仕組みなどの知識・理解と関わらせながら、多面的・多角的に考える力を身につけ、持続可能な社会の創り手となる教育を進めております。

特に、公民分野では人口動態や財政などのデータを基に、市長になったつもりで条例を考え、議会に提出する学習。マニフェストを示して模擬選挙を行う学習などを行い、主権者としての政治への参画意識も高めています。

先ほどお話のありました新聞については、各学級で朝の会などで先生や子どもたちが気になった記事等を紹介したりする活動も行っています。

さらに本市では、各校の児童会や生徒会の代表者が一堂に会する児童会サミット・生徒会サミットを行っております。各学校の実践を交流するだけでなく、市長・教育長とともに、未来の本巣市を語り合う場にもなっております。ふるさと本巣市のよさに気づき、その強みを生かしたまちづくりについて主体的に考える未来のリーダー育成の場にもなっております。

このような取組を通して、子どもたちが選挙権を持つ18歳になるまでに、選挙方法や知識を学ぶだけでなく、社会参画や自治を体験しながら学び、SDG sの視点も加えた広い視野で地域を見詰め、よりよい社会の実現に向けて主体的に諸問題を解決していく力を身につけていきたいと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

澤村均君。

○6番（澤村 均君）

先ほどサミットという言葉がありましたが、市長さんも交えてのということで理解しておきます

が、ここで2問目ということに入るわけですが、選挙に関しては、私たちも選挙で選ばれた人間ですので、すごく気にはしておるところなんですけど、例えば今回のアメリカの大統領選挙なんかを見ていますと、若者も高齢者も皆さんと一緒にこぞってボランティアになり、また寄附も募り、自分たちの力で選挙を盛り上げていくという、こういう日本の選挙制度とはまた違うやり方で、なかなか激しいやり取りを両候補ともやっているというのはテレビなんかで見受けました。一方、日本では、ある地方の国会議員が何億のお金を使って地方議員を買収したという、こういうなかなか恥ずかしいような現実も日本では行われております。

政治に関して、市の行政に関して、やっぱり子どもたちが早くから覚えて、監視をするという。あの人はいい人、この人は悪い人という力をつけておくということも非常に大切ではないか。どうしても親の、家族の言うことを聞く、お父さんの言うことを聞いておいたら間違いないという時代からは脱して、個人というものがいかに大事であるかということを、そういう子どもたちを形成して育てていく、これは市としての仕事ではないかということを考えながら、2つ目の質問なんですけど、市長さんにお伺いしたいと思います。

子どもたちと選挙、行政と子どもたちというふうに変えていただいてもよろしいんですけど、あらゆる機会を持って、子どもたちと行政、子どもたちと私たち、議会みたいなものの関わりをつくっていくことが、そういう機会をつくっていくことができないかということを市長さんにお尋ねいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それではお答えを申し上げます。

子どもたちと選挙について語り合う機会についてということでの御質問にお答えしたいと思います。ですが、総務省の調査によりますと、平成28年度の公職選挙法改正によりまして、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられましたことによりまして、主権者教育の一環でございます出前授業を実施した選挙管理委員会の数は、令和元年度におきましては、全国で738の選挙管理委員会と報告されております。こうした主権者教育は、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられた平成28年度は大きく増加しておりますが、平成29年度から令和元年度にかけては、僅かながら減少が続いているという結果になっております。

こういった全国での状況でございますが、本市におきましても子どもの選挙への関心を高めるために、特別支援学校を含む市内の各小・中学校や高校から要望をいただき、出前授業、また模擬投票をこれまで5回実施しており、また投票箱等の選挙資材の貸出しによる主権者教育も随時実施しているところでございますが、総務省の調査結果と同様に本巣市でも実施回数が年々減少傾向にございます。

これに比例いたしまして、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられた直後の衆議院議員の総選挙

における本巢市の18歳、19歳の投票率は38.99%、全体では51.62%、全体の投票率はあるわけですが、18歳、19歳の投票率は38.99%でございましたが、直近の令和元年度の昨年度の参議院の通常選挙におきましては、36.59%まで下がっております。全体の投票率は衆議院議員の選挙は51.62%に近い51.91%という投票率だったわけですが、18歳、19歳の子どもの投票率は、子どもたちと言ったらいかんですけれど、選挙権者の投票率は36.59%というふうで、投票率におきましても減少傾向になっている状況でございます。

いずれにいたしましても、子どもたちが選挙を身近に感じ、選挙への関心や権利の行使ができるよう、これからも引き続き出前授業等の実施を選挙管理委員会をお願いしていきたいというふうに思っております。

また、お話もございましたけど、模擬議会等の機会、そういうのもございましたら、私どもも出席させていただいて、そうした機会にもお話をさせていただきたいと今考えておるところでございます。

さらに、先ほど教育長がお答えいたしましたけど、児童会サミット・生徒会サミット、本巢市の小学校・中学校、それぞれ各学校から代表者が集まって、毎年実施させていただいておりますけれども、このサミットにも私も毎年参加をさせていただいております、子どもたちと学校の問題、また社会との関わりの問題など、活発な議論を毎年させていただいております。できればこうした場においても、先ほど来お話にありますような選挙や政治の仕組みについても、教育委員会、もちろん学校と調整した上で議論になるわけでございますけれども、そういったことができるのであれば、私どももまた、小学校・中学校の児童会サミット・生徒会サミット、そういった場の中でも子どもたちと議論をして、政治、そういった思いで選挙へ関心を高めるようなお話をさせていただきたいというふうに考えております。

[6番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

澤村均君。

○6番（澤村 均君）

私、児童会サミットというのを知りませんでしたので、大変有意義なことをやっておられるという事で、ちょっと安心しました。

今回の質問の意義というのは、皆さんにという言い方はおかしいんですけど、やっぱり我々議員は特にですけど、密接に関わっていることを少しでも多くの人に知っていただきたい、こういう関係をつくりたいということで、この質問をしました。

今回、私3つの質問があったんですが、1つ重複しているということで取下げということで、ちょっと時間がかなり空いてしまったので誠に残念なんですけど、今回の子どもの自主性とか主体性というのを育てていく、こういうことを、やっぱり私も孫がおりますが、ちょうど今反抗期でなかなかうまくいかみ合わないということで、でもある反面、反抗期というのは、大分大人になってきたなということで、安心もしておるわけです。子どもの成長を見守りながら、毎日日々を送ってい

るわけですが、とにかく幾つになっても新聞を読んで知識を広めて高揚していくという、今さらですがこの歳になって一生懸命勉強しておるわけですが、こういうことにならないように、子どもたちに早くからこういう勉強、覚えること知識をいっぱい持っていただく、そういう機会を持っていただくということで、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（黒田芳弘君）

続いて、7番 堀部好秀君の発言を許します。

○7番（堀部好秀君）

それでは、通告に従って質問をさせていただきたいと思います。

まず、市有地についてお聞きをします。

令和元年度の決算、9月のときに見せてもらいましたけど、土地の売却代金として30万8,000円が計上されておりました。

これは赤道だったか青道だったか、それが売れたというふうに報告をされました。そして、本巣地域の旧職員住宅、この解体した土地を売りに出したけど売れなかったという報告もありました。

平成30年度の決算では売却された土地の代金はゼロ円、平成29年度は105万3,000円、市は積極的に土地の売却を行っていないように私は思いますが、使用目的のない土地を市が保有していること、これは財政上マイナスと考えられ、処分できるところは早急に処分したほうが有益と思います。

現在、市が保有していて売却可能な土地はどれくらいあるのかお聞きをします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、不動産の売却できる不動産ということでございますが、今回につきましては、土地についての御回答になりますので、御了承いただきたいと思っております。

現在、市が普通財産として保有している土地につきましては、山林及び保安林を除きまして、約300筆、16万2,000平方メートルほどございます。このうち需要見込みのある土地を、市の南部地域に所在し、面積が100坪、300平方メートルを超える土地と想定いたし、またモレラ岐阜の北の広大な土地を除きますと34筆、約2万3,000平方メートルございます。

なお、平成28年度以降の5年間に9筆について売却を進めるため一般公募を行いました。1筆を除きまして希望者もなく、土地の所在や広さ、形状によるものと思われませんが、需要が少ないということで応募者がなかったというところでございます。

今後におきましても、払下げの要望があるなど売却見込みのある土地につきましては、鑑定評価や土地境界の確定等、売却の準備が整い次第、随時売却の手続を進めてまいりたいというふうに考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

再質問をお願いしたいと思います。

今、売れそうな土地が34筆あって、そのうち9筆を売りに出して、結果的に1筆しか売れなかったというふうな御回答だったと思いますけど、34筆のうち9筆、残りの25筆については、なぜ売りに出されなかったのかお聞きをします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

畑中部長。

○総務部長（畑中和徳君）

先ほども申しましたように、これまで9筆実施してきたわけですが、先ほど申しましたように売却できたのが1筆というところで、売却をするに当たりましては、当然土地の鑑定等の費用がかかってまいります。鑑定料だけかかって売れないというところもございますし、先ほど申しましたように、やっぱり需要という面からいくとなかなか少ないというところがございますが、今後につきましては、また後ほどお答えさせていただきますけれども、現在の糸貫西幼稚園の土地等々につきましては、その準備が整い次第、手法等も考えながら売却を進める予定でございます。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

次の質問に移らせていただきます。

先ほど一般公募での売却を行ったというふうに御回答をいただきましたけど、どのような方法で不動産の売却が行われているのかお聞きをします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中部長。

○総務部長（畑中和徳君）

不動産の売却につきましては、本巢市普通財産売払い事務取扱要綱第3条に基づきまして、一般競争入札、または随意契約で行うこととしております。

一般競争入札につきましては、隣接者以外に有効利用できる規模の面積の売払いである場合に行うものでございますが、基本的には一般競争入札というのが原則でございます。

なお、用途廃止された赤道・青道など、面積が狭小で不整形地等、隣接者が利用する以外に単独での利用が困難な場合や、事業用地の代替地とする場合などにつきましては、事務取扱要綱第3条第3項に該当する場合には、随意契約でも売却することとしております。以上でございます。

[7番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

再質問をお願いしたいと思います。

先ほど来、売るときに不動産鑑定士に鑑定をしてもらっているというお話でしたけど、その年に売れなかったら翌年には売らないということになるのでしょうか。

例えば国有財産、国有地なんかですと、国有財産の売却のホームページもありますし、国有地で売却予定のところには看板を立ててあるところもあります。市としてどれが市有地か市民にとって分かりませんし、売却の意思がある市有地に看板を立てたらどうかなということも思うんですけど、そういうふうな考えがあるのかどうか、積極的な売却を考えているのかどうかお聞きをしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

畑中部長。

○総務部長（畑中和徳君）

先ほど来申し上げておりますように、なかなか売れないというのは現状でございますので、払下げ、ここの市有地を売っていただけないかというものにつきましては、随時売却の手続を進めてまいりたいと思っておりますし、そうした議員御提案の看板等につきましても、今後設置の方向で検討してまいりたいというふうに考えています。

[7番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

積極的に売却してほしいと思いますし、一々不動産鑑定士を入れるのが市のルールかもしれませんが、今までの市の土地の取得方法を見ておると、不動産鑑定士によるものばかりではないような気もしております。一般的に不動産鑑定士の鑑定結果評価は高いというふうなこともお聞きしておりますので、いろんな方法で売却手段を考えてもらえるといいと思います。

次の質問に移ります。

先ほどちょっと総務部長のほうからもお話がありましたけど、例えば旧糸貫西幼稚園、これは平成25年に新しい西幼稚園が使われることになったときから廃園になって、現在も使われずにそのままです。

この平成25年には、本巢幼稚園も使用が開始されております。それに伴って、旧の本巢西保育園、これが翌年に取り壊されて公園として整備をされました。同じ年に使われなくなった園舎、その後については大きな差が出ているように思います。

旧の本巢西保育園については、周辺自治会の意見を聞いて公園整備がされたというふうに報告がありましたけど、先ほども言いましたけど、同じ時期に廃園になった糸貫西幼稚園、これがそのままの格好で今でも残っております。

本巢市の土地開発公社、これが解散するときに、今は土地が値上がりする時代じゃない、値下がりしている時代だから、先行取得をする必要がない、だから公社として解散するんだというような説明があったことと思っております。

市としても土地というのは毎年下落していくものだというふうに認識を持っていることと思います。それならば、市の財政的にも早く売却することが市のメリットになると思いますけど、旧西幼稚園だけでなく、使用目的がない施設や土地について今後どうするのか、市の考えをお聞きします。よろしくをお願いします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中部長。

○総務部長（畑中和徳君）

使用のない施設についての考え方についてのお答えをさせていただきます。

老朽化等により利活用が困難で、将来にわたり使用予定のない施設につきましては、防犯上、安全上の観点からも極力早い時期に解体し、跡地の売却や有効利用を図るよう努めているところであります。

なお、現在、旧長嶺小学校の北舎等の解体を進めておりまして、また本巢合同庁舎、旧糸貫西幼稚園、旧真桑幼稚園及び旧中野会館につきましては、上物も含めた売却等など、解体の時期や処分または利用方法を現在検討しておるところでございます。

今後につきましては、公共施設等総合管理計画に基づく取組の推進を図る中で、使用計画のない施設を含めまして、売却や他の用途への転用等の処分方法を施設ごとに検討し、適切に処分をしまいたいというふうに考えております。

[7 番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

再質問をお願いします。

今部長も申されましたけど、市が進めている公共施設再配置計画の中にも廃止を予定している施設が計画されております。

いろんな利用目的を考えながらということをおっしゃいますけど、先送りしているとそちらのほうでも解体しなければいけない施設や何かも出てきますし、将来的に負の資産、そういうものが大きく積み上がってくるような気がしますが、そこら辺についての考えをお聞きします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

畑中部長。

○総務部長（畑中和徳君）

これも先ほど申し上げさせていただきましたけれども、通常、土地を売却する場合には、施設を解体して更地にして売却するというような方法が一般的でございますが、今回、検討をしておりますのは、上物、施設自体と土地と一体に売却を進めていくということも現在検討しておりますのでございまして、そうした処分方法について今後検討しながら、適切な処分をしてまいりたいというふうに考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございます。

隣の北方町においても、旧の北方町役場、上物と一緒に土地のほうを売却されたというふうに思っております。いろんな方法を考えて売却を考えてほしいと思いますし、使えるものは使えなくなるまで使うと、そういう考えを持っていってもらおうと物件費がいつまでたっても市の大きな負担となってきます。何のために再配置を考えてやるのか、何のために庁舎を統合するのか、そういうことをまた考えられて、市の健全財政のためにも早く処分されることをよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。

指定管理者の条例制定についてお聞きをします。

最近、他市町において指定管理契約を途中で解約するという事例をたまに見ることがあります。

今年の6月2日の新聞に、海津市の温泉施設、水晶の湯の指定管理者が6月30日で事業を撤退されるというふうな記事が載っておりました。新型コロナウイルスの影響で4月6日から休館していたということですけど、再開しても採算のめども立たず、2021年までの契約ということになっていたんですけど、途中で撤退されるという新聞記事が載っておりました。私も1度行ったことがあるんですけど、眺めもよくて大変にぎわっていた施設という印象がありましたので、事業者が撤退すると新聞で読んだときにはちょっとびっくりした覚えがあります。

ほかにも高田議員から教えていただきましたけど、埼玉県越生町、ここの温泉施設からもやはり契約途中で指定管理者が事業から撤退されたというふうなことをお聞きしております。

本巢市の近くでも、大変にぎわっているんですけど、実はそんなに利益が上がっていないというような施設があるということも聞いております。

また、岩手県西和賀町、ここが温泉施設を売りに出したんですけど、ゼロ円でも売れなかったというようなことも新聞に載っておりました。ゼロ円でも5年間温泉施設として営業しなければいけないという条件つきだったそうで、採算が取れないということになれば、誰も事業者は手を出さな

いということになると思います。事業者としては採算が合わなければ事業に着手することもありませんし、また契約途中でも撤退することがあるということになります。

本巢市でも幾つか指定管理者と契約している事業がありますが、この事業者が、採算が合わないからと途中で撤退されると市としても大いに困ることになるんじゃないかなというふうに思いますし、指定管理者と契約する前に、市としても大きな投資をして改修したという物件もあると思います。それが想定より短期間の契約になると、やはり市がかけた費用、これが無駄になるということになります。

また、市にとって絶対に必要な事業、社会福祉関連とか学校給食事業とか、生活に密着した事業などが途中で撤退されると、これまた大きな問題になるというふうに思います。指定管理者が契約期間を健全に運営してもらうためには、指定管理者事業者の状況をふだんから把握しておくことが必要になると思います。

一般的には市町が出資している第三セクターとか社会福祉法人、組合、また財団法人、こういう団体なんかは情報公開が義務づけられているようですけど、指定管理者には情報公開は義務づけられていません。これは、市の条例で情報公開することを義務づけできる、その方法については幾つか手段があるようですけど、条例を制定すれば情報公開をさせることができるというふうにされております。

また、指定管理者には市の個人情報保護法、これがそのまま適用されないということも聞いております。指定管理者に適正に事業を運営してもらうためにも情報公開、個人情報の条例を定める必要があると思いますが、市の考え方をお聞きします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、指定管理者制度に係る情報公開及び個人情報保護についてお答えをさせていただきます。

情報公開につきましては、現在、本巢市情報公開条例におきまして、指定管理者に適用させる規定がございませんことから、今後、指定管理者業務に係る情報公開請求事案が発生した場合に備えまして、本市の情報公開条例の中で新たに規定するか、もしくは別の新たな要綱の制定を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、個人情報保護につきましては、近年、官民を問わず顧客情報や個人情報が紛失・漏えいされる問題が増加しておりますことから、指定管理者による公の施設の運営に当たっては、コンプライアンスの徹底が求められているところでございます。

また、一たび個人情報が漏れた場合、指定管理者の責任はもとより、指定管理者制度を導入した地方公共団体の責任が問われるため、本市におきましては、本巢市個人情報保護条例第1条におきまして、個人情報の取り扱い業務を指定管理者に行わせるときには、個人情報を保護するために必

要な措置を明らかにすることとし、この業務委託を受けた者、または指定管理者は必要な措置を講じなければならないと現在規定しております。

また、指定管理者との間で締結しております協定におきましても、個人情報保護に関する法律及び本巢市個人情報保護条例の規定に準拠し、個人情報の漏えい、滅失、毀損等の事故防止、その他個人情報の適正な管理のための措置を講じなければならないと規定しておりまして、本条例におきまして運用ができるものでございます。

しかし、いずれにしましても必要な措置というのは指定管理者が取らなければいけないということでございますので、その必要な措置につきまして、今後、指導・助言等を行ってまいりたいというふうに考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございます。

情報公開については、条例制定を考えておられるということですので、なるべく早く進めていただきたいというふうに思います。

個人情報保護法については、市の条例で規定しているということでしたけど、いろいろほかの市町の事例を調べますと、情報公開にしる個人情報保護法にしる、指定管理者を市の実施機関、これに加えるということで処理しているところが結構あります。そういうふうなことをしているところが実際ありますので、一度参考にして検討してもらいたいというふうに思っております。

また、本巢市では、指定管理者以外にも市民活動助成金を出して市民団体に事業をしてもらっている事業があります。こういう団体にもやはり情報公開や個人情報保護法、これが適用されません。事業の内容によっては、いろんな支障が出ることも考えられますので、そちらのほうも一度併せて検討していただきますよう、よろしくお願いをします。

それでは、独居高齢者対策について質問をさせていただきます。

中高年のひきこもりとしまして象徴的なのは、以前、高田議員も質問されましたけど、8050問題かもしれません。

ちょうど22日の日曜日にもNHKで8050問題、これのドラマが放映され、私も拝見をさせていただきましたけど、2019年3月の内閣府の調査によると40歳から64歳のひきこもりと言われる人が全国で61万3,000人、15歳から39歳の54万1,000人を超えたというふうに報告をされております。その中高年の7割以上が男性で、7年以上引き籠もっている人が半数、20年以上引き籠もっている人が19%もいるというふうな調査報告が上がっております。

2019年3月の調査報告ですけど、それ以降、今年の新型コロナの影響を受けて状況が悪化していないか、これを危惧しております。コロナ禍においてイベントや会合、これが幾つも中止になりました。本人も引き籠もるつもりではなかったんですけど、不要不急の外出を自粛するというところに

なって、引き込まされた結果、中高年がひきこもりになってしまった、人と関わる機会が減った、人と話をしないから日本語を忘れてしまった、何とかしてあげてくれというふうなお話を市民の方からいただきました。

このような人が増えると、昨日の健康福祉部長の答弁にもありましたけど、認知症疾患が増える、鬱病疾患が増えるということで、まだ将来の市の医療費用や介護費用の負担が増えることが全国的な例を見ても容易に予測されますし、市民の方が健康で長生きしてもらって健康寿命を延ばすためにも、今のうちに対処ができることはしておくべきだというふうに考えます。

まず市として、高齢者のひきこもりの現状や問題点をどう把握しているのかお聞きをします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を高橋健康福祉部長に求めます。

高橋部長。

○健康福祉部長（高橋 誠君）

それでは、ひきこもりの高齢者の把握状況は、また問題点はというところでお答えさせていただきます。

ひきこもりとは、様々な要因の結果として、就学、就労等、社会参加を避け、原則として6か月以上にわたって家庭にとどまり続ける者の状態を定義されております。

本市では、現時点でひきこもりの高齢者の人数等は実際把握しておりませんが、コロナ禍の影響によりイベント事業の中止もあり、社会参加を避け、外出などをしたくても二の足を踏む高齢者が多くいることは、議員が申されることは事実であると思われまます。

高齢者が長く家庭に引き籠もり身体を動かさない、誰とも話さない状態、体力の衰えや認知症の進行が懸念されることが問題であると考えており、高齢者の外出するきっかけづくりが重要であると考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございます。

高齢者の外出するきっかけづくり、これを重要というふうに考えておられるということでしたけど、現在、市でも高齢者の外出支援として根尾や真正の温泉施設への交通機関などがセットとなった割引券、また免許返上者への樽見鉄道への乗車券、タクシー助成、社協での買物支援バスの運行など、いろんなことがされていることと思いますが、そのほかに何か市で考えておられることがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を高橋健康福祉部長に求めます。

高橋部長。

○健康福祉部長（高橋 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、高齢者が外出していただくことは、介護予防の観点からも必要であると認識しております。

来年度は、コロナ禍により定員を絞られ、思うように介護予防教室に参加できない希望者が参加できるよう、新たな生活様式の下、教室の回数を増やすなど検討をしておるところでございます。また、現在取り組んでいる事業の樽見鉄道の乗車券、タクシーチケットの助成など外出を伴う支援事業につきまして、類似事業の統合や事業の見直しを図るとともに助成要件の緩和などを検討しまして、高齢者の外出のきっかけとなるよう、さらなる外出支援策の充実を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございます。

実は今回、市民の方から移動スーパーを考えられないかというふうなお話をいただきました。

買物支援でもいいんですけど、移動スーパーも行ってほしいというお話で、今、食材を運んでくれる会社があるけど、それでは駄目なんかなというふうなことをお聞きしますと、今は家の人が出てこなくても家の玄関前に置いてある箱に入れて、接触せずに帰っていくということもあるそうですし、何よりも食べ物、食材を選ぶ楽しみがないというふうなことを言われました。

それとあと、何曜日の何時に来るとということが分かっているならば、そのときに近所の高齢者も含めて市民が寄るので、そのときに安否確認ができる、そういうメリットもあるというふうにお聞きをしました。

この移動スーパー、以前は本巣市でもあったんですけど、今はもうやっておられませんけど、全国的には徳島県で始まったとくし丸、これが有名なところですけど、岐阜県でも飛騨や東濃のほうでも地元のスーパーの方が行ってみえます。また、各務原の鶯沼地域でも介護士の方が移動スーパーを始められましたし、岐阜市の伊奈波地区にも移動スーパーが来るというふうなこともお聞きをしました。どちらかというと、人口減少地にあるようなイメージを持っておりましてけど、高齢者が多く住む市街地、こういうところにも移動スーパーが来るということをお聞きしております。

また、今年度、県においてはコロナ対策の一環として、移動販売車の運営、これに助成金が支給されました。現在も受付をされておりますけど、こういう助成金が出るということは移動スーパーを必要としている人や地域がある、また移動スーパーの運営を考えている人がいるということからだというふうに思っております。移動スーパー、これはどちらかというと市が行うことではなく、民間が行うことかもしれませんが、側面的な支援はできるんじゃないかなというふうに考えております。

また、以前、研修でひきこもり対策として、生きがい、これが鍵になるというふうなお話を聞いてきました。生きがいというのは、自分の存在価値、これにつながると思います。高齢になって何もすることがない、こういう人には一般的には何か趣味を持ったほうがいいよということをよく言われますけど、趣味がある人はそれでいいんですけど、趣味がない人に無理やり趣味を持たせと言われても、興味がないことは長続きをするわけはありません。そういう場合は世間から必要とされること、自分の存在価値が確認できることが大事になってくると思います。

この前の日曜日のドラマの中でも、引き籠もりたくて引き籠もっているんじゃない、世間に出たい、でももうきっかけがもはや分からないというようなことを主人公の方がおっしゃって見えましたが、ひきこもりの人にもいろんな考え方があって、周りの人との接触を一切拒む人もいれば、何かのきっかけで脱出したいと考えている人もいます。

まずは、そういう人だけでも救済する必要があると思いますけど、そういうときに、よくいつでもいいから遊びに来てとか、いつでも話に来てとかいうことを言われることがあるんですけど、これは社交性のある人にはいいんですけど、一度引き込んだ人には大変難しい誘いになるというふうには私は思います。何日の何時に用事があるから来て、手伝ってと言われてたほうが、必然性があつたほうが、まだ行くきっかけになります。例えば何か簡単な仕事をして人に喜んでもらえると、これが非常に効果があります。人に頼りにされる、当てにされる、そのときにちょっとお礼でも言ってもらえると自分の存在価値が見いだせます。それだけで大きな生きがいになるというふうには私は思います。

先日、子どもセンターのおもちゃ病院を拝見させていただきましたけど、おもちゃを直している方の中に高齢者の方も見えて、自分で道具を持ち込んで子どもたちが持ってくる壊れたおもちゃ、これをいろいろ工夫して一生懸命直してみえました。一応これは、有料で直してもらうことにはなっているんですけど、もちろん安価な設定をされておりますし、直す方も報酬目的ではなくて、子どもさんに喜んでもらう、そのことが一番の目的になっていることと思っております。この人たちはもちろんひきこもりとは何の関係もありませんけど、こういうちょっとしたボランティア、有償ボランティアでもいいんですけど、こういう仕事があるほうが外出支援につながると思います。

外出支援については、外出する方法をサポートすることと外出する目的をつくること、この2つがあると思いますけど、外出する目的づくり、移動スーパーも含めて、本来ならば民間が行うことが多いのかなということも思いますけど、本巢市においては既に温泉に行くと、そういう目的を持った事業もやられております。

また、企画部には市民協働、教育委員会には生涯学習という考え方もあります。健康福祉部だけでなく横の連携も考えられて、将来の本巢市のために広い視野を持って、対策を行っていただくことを期待しておりますので、よろしくお願いします。

次の質問に行きます。

表彰規程について質問させていただきます。

今年の秋の褒賞で長年、民生・児童委員を務められました江崎隆雄氏が藍綬褒章を受章されまし

た。大変名誉で喜ばしいことだというふうに思います。

また、11月4日には本巢市でも功労者表彰が行われました。この功労者表彰、これは本巢市の表彰規則によって毎年行われていますけど、大変本巢市に貢献されて、名誉なことだとは思いますが、中には毎年同じ功績によって表彰されている方も見え、新鮮味がないというか、ありがたみが薄れるというか、その人には年中行事の一つになっているのか、重みがなくなったというふうに感じておられるのか、表彰式に出席されない方もお見えになるというふうな話も聞いております。

この表彰規則、善行表彰には明確な基準があって、それによると毎年表彰しなくてはいけなくなるんですけど、基準によっては毎年表彰しなくてはいけなくなるんですけど、一度功労者として表彰されたら2度目はもういいんじゃないかなということも思います。

毎年、いろんな業界やマスメディアが賞を企画して対象者を選定しているということもされておりますけど、例えばアンケートなんかで受賞者を決めているような賞だと、同じ人が毎年続けて受賞すると殿堂入りとか、そういう名目をつけてほかの人を選ぶ工夫をしたりしています。実際同じ功績で同じ表彰するには1回というふうに決めている市町もあります。

功労者としての重みを出すためにも、複数回表彰される方について何か上位の賞を授けるとか、そんなようなお考えがあるのかお聞きをします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を洞口企画部長に求めます。

洞口部長。

○企画部長（洞口博行君）

それでは、お答えをさせていただきます。

本市では本巢市表彰規則によりまして、功労表彰、善行表彰及び特別表彰の3つを規定いたしまして、主に前年度末を基準日といたしまして、毎年11月に表彰を行っているところでございます。

3つの表彰のうち功労表彰につきましては、主に市の政治、経済、文化、社会その他、各般にわたって市政振興に寄与した方を対象といたしまして、善行表彰につきましては、市の公益のために多額の金品を寄附した方、地域社会のためのボランティア活動や人命救助などの善行が顕著である方を対象としております。また、特別表彰につきましては、芸術・文化、スポーツ、産業、福祉、保健などの各分野におきまして顕著な成果を上げるなど、市の名声を高めるとともに、広く市民から敬愛され、社会に明るい希望を与えた方を対象としているところでございます。

表彰する方の選考につきましては、各課長から所管する事務に係る表彰候補者の内申を受けまして、表彰審査委員会での審査を経て決定をしており、今年度につきましては、3件の功労表彰、2件の善行表彰、2件の特別表彰を行ったところでございます。

これまで表彰した方々の中には、先ほど議員が申されましたように、複数の年におきまして対象となられた方もおられますが、その時々におけます功績や成果に対しまして敬意を表しているものでございますことから、引き続き現在の規定により表彰をしてきたいというふうに考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

再質問をお願いします。

今回、藍綬褒章を受けられた江崎さんや、今回市に多額の寄附をされて基金の創設にもつながる吉村氏の遺族に対して市として表彰を考えておられるのかどうかをお聞きます。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

洞口部長。

○企画部長（洞口博行君）

それでは、お答えをさせていただきます。

江崎さんにつきましては、民生・児童委員といたしまして12年以上尽力されたことから、市の表彰規則によりまして、社会福祉の増進、民生の安定に尽力した者といたしまして、平成24年度に功労表彰を受賞されているところでございます。

また、1,000万の寄附をしていただきました吉村さんの遺族の方につきましては、市の公益のため50万円以上の金品を寄附した者といたしまして、市の表彰規則では善行表彰の対象者となりますが、本人にその旨を連絡したところ辞退したいというような申入れがありましたので、表彰についてはしていないという状況でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございます。

吉村氏におかれては辞退をされる、江崎氏におかれては以前にしているからもうしないというふうな回答だったというふうに思います。

次の質問に移ります。

本巢市には名誉市民条例というものが制定されております。これは、先ほど部長さんから説明がありました表彰規則にある特別表彰の本巢市民栄誉賞とはまた異なって、もっと上位の名誉ある賞というふうに規定されているようです。

功労者表彰などの表彰は11月3日の文化の日に合わせて選定されるようですが、名誉市民は本巢市民の方が条例の基準の功績があった、その都度に委員会を開催して検討しなければなりません。

表彰規則と名誉市民条例、これの大きな違いというのは、まず本巢市民であるかないか、あと名誉市民には議会承認が要るんですけど、そのことぐらいかなというふうに思っております。

先ほど部長さんから表彰規則、各課長さんから選定されて表彰何たら委員会をつくってというふうなことをおっしゃいましたが、表彰規則にはそんなことは書いていなくて、表彰対象を誰がど

う選ぶかということは明確にされていなくて、最終的には結局、市長が認める者になるかなというふうにも読めますし、名誉市民も市長の諮問によって委員会が開催されということになっておりますので、結局市長が認めた者になるんじゃないかなというふうに解釈してしまいますが、名誉市民条例の選定基準について結構アバウトに書いてあって、表彰規則とあまり違いがよく分からないというのが実情だと思います。だからこれ、条例が設定されてから一度も委員会が開かれておりませんし、当然一人も名誉市民に選ばれていません。市町によってはオリンピックで金メダルを取るとか、ノーベル賞をもらうとか、国民栄誉賞をもらう、そんな明確な功績の基準を明記しているところもあります。

本巢市がどれくらいのレベルの功績を想定しているのか分かりませんが、天皇陛下から勲章をもらう、功労者として10回ももらったら名誉市民になるとか、もう少し分かりやすくする必要はあると思いますけど、市の考え方を聞きたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を洞口企画部長に求めます。

洞口部長。

○企画部長（洞口博行君）

それでは、お答えをさせていただきます。

名誉市民につきましては、本巢市名誉市民条例におきまして、市民は市に関係の深いもので公共の福祉、文化、産業の向上に貢献し、その実績が特に顕著な方に対して称号を贈ることができるというふうに規定がされているところでございます。

名誉市民にふさわしいと考える方がおられる場合には、その名誉市民の候補者を審査するために、市長の諮問に応じまして審査委員会を設置し、その審査結果の答申を市議会の同意を得て選定することというふうになっているところでございます。

議員が申されますように、条例の制定後、名誉市民に選出された方はおりませんが、候補者の選定に当たりましては、本市への貢献度や実績を慎重かつ総合的に判断する必要があり、一律の基準を設けるのではなく、先ほど議員さんが申されましたように、ほかの自治体における名誉市民等の方々の選考基準などを参考にしながら選考をしてみたいというふうに考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございます。

せっかくの名誉ある称号、これを条例で制定されたんですから、ぜひ市にとって意味があるものにしてほしいと思います。

以上をもって一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（黒田芳弘君）

ここで暫時休憩といたします。再開を10時40分といたしますので、よろしく願いをいたします。

午前10時22分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（黒田芳弘君）

再開をいたします。

続きまして、8番 鏝本規之君の発言を許します。

○8番（鏝本規之君）

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

市長におかれましては、足が悪いということで、私は一般質問は再質問が多くございますので、足が悪いということであれば立っての答弁を望みませんので、座ったままの答弁で結構でございますので明確な答弁をお願いしておきます。

今回、私の一般質問は、さきの9月議会において総務部長に一般質問をした内容と重複をしております。

総務部長が答弁されたことにおいて、またその内容において、CCNet等々を見た方からたくさん電話等御意見を伺っております。また、私が発行するときの会ニュースについて、読まれた方から多くの御意見が寄せられております。

庁舎を本当に、今、造ることが正しい選択か否か、統合するにしてもそれはそれでよしとする意見もあります。また、この本巢の今の本庁舎、この隣に増設することがどうしていけないんだというような御意見も多数伺っております。そういうことも踏まえて、9月議会で総務部長にいろいろとお尋ねをしたわけであります。

今回の一般質問の中においても、さきに質問をされた堀部議員の市が所有する土地についてというようなこともありました。そういうことも参考の中に入れて、今回、一般質問をしたいと思っております。

本来ですとこの12月議会は、ゆっくりとした気持ちで私は思い入れのある12月議会であります。

私が議員になって2年目の正月を迎える前のこの12月議会において、私も先輩議員たちに送られて手術をするというときに、送別会というような形で皆さんに送っていただいた思い出があります。

そのときに、頭の手術をしたわけであります。いつ死ぬか分からないと言われる状況の中で手術をしたわけでありますけれども、長い年月がたったということがしみじみと、今日、ネクタイを締めながら我が姿を見たときに、どうも傷の跡がどうも見えるようになっている。前は見えないぐらいのところまで髪の毛があったのに、だんだんと前のほうへ、前のほうへと行くならええけど、後ろのほうに、後ろのほうにと下がっている。そういうような思い出があります。

また、来月の12月1日に樽見鉄道の高架事業が完了して開通をします。この樽見鉄道についても、先輩議員である安藤議員が少し活躍をされた。この12月議会が終わったときに、樽見鉄道の社長さんのほうから、どうも地権者との話が上手に進まないというような連絡をいただきました。私は、

土地のことであり十四条のほうことでもあるので、安藤議員に何とかならないかとお願いをしたところ安藤議員は快く引き受けていただきまして、そして12月議会が終わったらすぐに動いてくれて、そして、お一い鏝さん、話はちゃんとつけておいたで心配はせずにええぞという電話をいただきました。その電話が最後の電話ということになったわけでありましてけれども、1月には亡くなられたということでもあります。

そういう思い出のあるこの12月議会、その中で今回、市長さんにおかれましては、12月議会が終わったら足が悪いということで病院に行かれ手術をするということでもあります。同じねずみ年ということもあり、同じ12月ということもあり、議会が終わった後にまた同じように手術をするというの、何かの縁かなという思いをしております。そういう中で、よしにつけあしきにつけ思い出に残る12月、市長においては12月議会になろうかと思っております。

本来なら手術をするという不安の中、心配の中で、きつい質問は本来したくはないのでありますけれども、先ほど述べたように市民の方からの声が多く聞こえております。

私は、議員は市民の声の代弁者というのが議員の本来の姿であろうという思いをしておりますので、自分の思いとは少し違った思いがあっても、市民の声として行政に届けるという思いをしております。

そういう中で質問をさせていただきますので、少しおとなしい質問をしたいと思っておりますけれども、何となく市民の熱い声が伝わってきておりますので、少し熱くなるかもしれませんけれども、御容赦のほどよろしく願いをいたしまして、通告に従っての一般質問を行いたいと思っております。

新庁舎建設を市長の任期中に完成しなければいけない理由についてということになっております。これは、任期中と合併特例債との期日が同日であるということの意味も含めております。

令和5年度までに完成しなければいけない理由について、市長にお尋ねをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、お答え申し上げたいと思います。

その前に、大変、心温まる激励をいただきましてありがとうございます。お互いに、12月またということでございますけれども、御心配いただかなくても結構でございますので、よろしく願い申し上げたいというふうに思っております。

それでは、庁舎をなぜ任期中に完成しなきゃいけないかという理由でございます。

これは先ほど、鏝本議員からお話がありましたように、別に私の現在の任期と合併特例債の期限がたまたま一緒になっているということで、このような形になっているんだと思っておりますけれども、なぜ、この令和5年度までに完成させなきゃいけないかということについてお答えを申し上げたいと思います。

それについても、先ほどちょっと鏝本議員のほうから、自分の意とはまた違う部分があるという

ふうでお話がありましたけれども、まさしくそのとおりで、既にこちら辺の経緯は、鏗本議員そのものはずうっと中に入ってその経緯を知っているわけですから、あえて私のほうからまたもう一度申し上げさせていただきたいと思ひますし、また市民の皆様方にも、そういったことでの御説明にしていきたいなというふうに思ひております。

庁舎整備の在り方につきましては、平成29年度にまちづくりや建築に係る専門的知見を有する委員を構成員として設置いたしました本巢市庁舎統合検討有識者会議による検討を経て、平成30年度にはその有識者会議の意見を踏まえ、学識経験者、議会代表及び各種団体代表者などにより本巢市庁舎整備検討委員会において、既存の庁舎の老朽化や災害時における危機管理体制の問題点を整理した上で、庁舎整備の必要性に加え、庁舎整備の候補地に関する検討が重ねられた結果、平成31年3月の本巢市庁舎整備基本方針に関する報告書により、新たな場所で建築し統合ということで、具体的な場所や時期について、東海環状自動車道の（仮称）本巢パーキングエリアの南側で西部連絡道路の周辺が最もふさわしい候補地であり、さらに西部連絡道路を軸にして、東西方向の道路整備を含む周辺基盤整備がしやすい場所が最適地であると。また、合併特例債が活用できる令和5年度、同時は平成35年度でございましたが、までの完成を目指す必要があるとの報告をいただいたということでございます。

その後、市議会の庁舎整備検討特別委員会の検討等を経て、本年第3回定例会における議案第42号 本巢市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例についてにより、新庁舎の位置について議決をいただいたところでございます。

こうした過程を経て、現在、新庁舎建設に向けて取り組んでいるところでありますが、その財源としまして、令和5年度末までの発行が可能である合併特例債を活用することとし、発行可能年度末までの完成に向けて事業を推進しているところでございます。

この合併特例債につきましては、起債対象経費の95%が充当可能で、借入れ後の元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなる、市町村合併を実施した自治体にのみ与えられた財政措置のある非常に有利な地方債であります。

もし、合併特例債を活用しなかったと仮定した場合の財源としましては、一般単独事業債、または特定目的基金の一つであります公共施設等整備基金や財政調整基金を活用して事業を実施することとなりますが、一般単独事業債は起債対象経費の75%が充当可能であるものの、合併特例債のような交付税算入といった財政措置がないため、元利償還金全額が市の負担となってしまいます。

一方、基金を活用した場合につきましては、繰入金全額が市の負担となり、市の貯蓄であります基金を減少させるのみとなります。

こうしたことから、合併特例債を活用することが、交付税算入という措置により市民負担の軽減につながると考え、発行可能年限であります令和5年度末までの完成を目指すものであり、私の市長としての任期によるものではありません。

いずれにいたしましても、庁舎整備につきましては、庁舎に付随する一部の設備等を除いて、補助金等の有効な財源がない事業であって、大きな投資が必要となる事業であることから、一般財源

のみでの整備は財政上の負担が非常に大きいため、地方債や基金を活用して整備するほか本市の財政状況においては困難であり、その中でも財政措置の手厚い合併特例債を有効活用することが、ひいては市民負担の軽減につながるものというふうに考えております。以上です。

〔8番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

再質問をいたしますので、よろしく願いいたします。

今、答弁の中に、合併特例債の話がよく出ております。

市長さんの答弁の中に、委員会の中での提言等々ということも語られております。

私も、その委員会のメンバーの1人として参加をさせていただいております。その中で語られたことはどういうことかということもよく分かっております。分かった中で、再質問をするわけでありませぬ。

まず質問の1番としては、さきの総務部長の答弁等々において、この新庁舎を造る土地の面積はどの程度かということをお聞きしましたところ約7,000坪、私は坪数で言いますので若干の違いはあるかもしれませんが、7,000坪程度というふうに伺っております。

ただ、私たちの委員会の中で常に語られていたのは、新庁舎においては、市民が憩える場所も必要である、また憩えるような新庁舎を造るべきであるというような話の中から、常に1万坪、3万平米というのかな、1万坪を目安とした討論をなされてきました。

今議会において、総務部長にどの程度の土地を買う予定ですかと改めてお聞きをしましたところ、答弁のとおり7,000坪程度ですよということでありました。

改めて市長にお伺いいたしますけれども、面積においては、当初私たちが提言をした1万坪というのが、私の中では最適ではないかなという思いをしております。1万坪に増やすつもりがあるか否か、また合併特例債を使って市民の軽減がなされるというような答弁をなされておりますけれども、この多くの市民は、今、非常に新型コロナの影響によって相当つらい思いをしております。そういう中において、40億円強のお金をかけて、今、新庁舎を造るべきか否かということが問われております。

市長におかれましても、市民の負担軽減につながるという合併特例債というものを有効に使う、使うということでやっております。私たちの参加した委員会も、そのことを重点にして令和5年という年月を定めておりますけれども、この時期、多くの方たちが、また企業が、また商人の方たちがこの新型コロナで難渋をしている中において、本当に新庁舎を造ることが正しい選択なのか否か、また新庁舎は誰のために造るのかお伺いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、再質問でございますので、簡単に御説明をさせていただきたいと思います。

面積のほうでございますけれども、面積は、いわゆる庁舎の建物を建てるやつの必要に応じた面積ということでございますので、庁舎の構造によって面積が変わってくるということで、庁舎の構造が、今、これから整備していくわけですが、それに応じて面積のほうも自動的に決まっていくということで、今現時点では、庁舎の構想では、今申し上げているような面積で十分あるというふうには認識をいたしております。

それから、庁舎を今なぜという理由なんですけれども、これは先ほど来お話ししていましたように、合併特例債を使ってやることによって、市民の負担が軽減するということも1つありますけれども、この庁舎をなぜ建てるかということは、先ほど御質問にお答えしたように、長年ずっともう検討してきた結果、今の庁舎を統合してやることによって事務の合理化、そしてまた災害時の対応等々を早くスピードを持ってやるということで、庁舎を統合しようという方針の下に今進んできておるということで、基本的には今コロナがどうのこうのというんじゃなくて、庁舎の推進、建設については、既定方針どおりこのまま進めていくといたしております。

そしてまた、この時期に市民の皆さん方にお金がどうのこうのというお話がございましたけれども、これについては、先ほど来お話し申し上げているように、合併特例債を使うということで市民の皆さんへの御負担を大きな負担をかけてやるということではなくて、この合併特例債の期間がなくなれば、今度はもっと大きな市民の皆さん方への大きな負担が将来出てくるということの裏返しでもありますので、この合併特例債が使える期間中に、そしてまた庁舎の統合方針に従って粛々と進めていきたいというふうに思っております。以上です。

〔8番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

再質問をお願いいたします。

私は、9月議会が終了した後に、合併特例債について東京のほうに陳情に行ってきました。この合併特例債の延長はあるかということをお願いに行ったわけでありまして。

コロナで、市民の方たちが非常に難渋をしている。この本巢市においては、市民税を払わなくてもいいというのかな、低所得者と言われる方たちが、納税義務のあるというのかな、そういう人たちの人口の今の段階で約27%の方が非課税世帯となっております。これが、コロナのおかげで来年はどの程度になるかということを担当部長にお伺いしたところ、予測ではあるけれども10%近くまで上がる可能性があるということでもあります。簡単な言い方をすれば、3人に1人は非課税世帯となると。この非課税世帯ということは、住民がいかに難儀をしているかということなんです。その中において合併特例債を使うこと、これは何も反対しているわけじゃない、議員全部が大いに賛成しているわけです。けれども、こういう状況下において、合併特例債の再延長はないんですかとい

うことをお尋ねに行ったわけでありませう。

衆議院議長である大島議員、また参議院の議長である山東議員の秘書さん、たまたま本人たちには会えませんでしたので秘書さんをお願いをしたところ、数日後に電話がかかってきまして、書類というのか延長したときの議会の議決に対する内容の資料をいただきました。10月15日にファクスでいただき、電話でいろいろ会話をしながら聞いたわけでありませうけれども、この中に、実施・完了を促すというような文言があります。実施して完了しなさいとは書いていないんです。期間中に実施・完了と、実施の中に点じゃない、真ん中に。こういう文言があるから、議員、そう心配しなくていいですよと、何もやっていないならこれは難しいかもしれないけれども、何らかの形で事業計画、また何らかの形で着工しておれば、その分だけでも延長ができるんじゃないんですかと、期限はないというふうに解釈してもらっていいですよというような答弁をいただきました。

そういう答弁の中で、改めて市長にお伺いいたします。

新庁舎は誰のために造るかという答弁の中で、合併特例債どうのこうのという答弁をしておりますけれども、統合しなくても、本巢市ができてもう早いもので15年近くたっている。もっとたっているのかな、それでこの分庁舎方式ですうっとやってきた。市民の方からいかにもこれはいかにじゃないかと、不便でしようがないというような声は、あまり私の耳に届いていない。

私だけが、耳なし何とかというあれじゃないと思っております。私は大きな耳を持っておって、いろんな声を聴いているつもりであります、市民の声を。不便で仕方がないよと、何で早く1つにしないんだというような声は聞いたことがありません。

私も議員として十数年やってきておりますけれども、これが分庁舎方式で非常に不便である、10億円も20億円もお金をかけて新たに造らないけないほど不便を感じていないという思いをしております。

けれども、形あるものはいずれ壊れるということがあります。この今の本庁舎も、あと20年近くは月賦というのか、ローンが残って返済をしていかないといけない。20年は逆に言えば使える中において、新たにこの5年の間に造らなければいけない、3年の間に造らなければいけないという理由が、どう見ても私の中には見当たらない。

合併特例債が延長できるということになれば、土地だけでも買って、ある程度それを整備しておけば、実施ということになるのではないかという思いをしております。

その中で、合併特例債が使えるなら、ちょっとでも広い土地を買っておけば、分かりやすく言えば、坪当たり10万円かかったとしても、合併特例債が今の市長の答弁のように、7割面倒を見てもえるということになれば、3万円で市の財産となるわけでありませう。そうなら、少しでも広い土地を買うべきであるという思いがあって、坪数の変更についてお尋ねをしたわけでありませう。

そういう中において、合併特例債の延長とは言わないけれども、計画が施行されておれば、コロナの関係で少し完成期限が延びても何ら問題はないというような答弁をいただいた中において、改めて市長にお伺いいたします。

令和5年に完成ということについての延長の思いはあるか否かお伺いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を市長に求めます。

○市長（藤原 勉君）

それでは、お答え申し上げます。

合併特例債の延長という話は、私どもは聞いておりません。まだ、私どもは要望もしておりませんので、これが延長されるかどうかというのは定かではありません。

もし、特例債の使える期間が延長されるということであれば、大変ありがたいことではあります。今回、庁舎の統合整備に当たっては、いっぱいいっぱいの事業日程でやっているところでもございますので、これが1年でも2年でも延びれば大変ありがたいことでもありますけれども、ただ根本は庁舎の統合というのは、既に庁舎の老朽化、また災害時における危機管理体制の問題点、そういったことのために必要だということの結論をいただいて今進めておりますし、またこれから50年間等々の今の3分庁舎の管理経費と、新しく造った庁舎の管理経費を比べた場合には、新しく統合庁舎をやった管理経費のほうが安くなるというようなことも有識者会議等々で結論をいただいておまして、それを踏まえて庁舎の統合というのは行っておりますので、我々としては、できるだけ速やかにこの統合方針に従って庁舎の建設を進めると。そのことによって、合併特例債の延長がもしできたとしても、特例債を使える額が増えるわけでもございません。使用する期限が延びるだけありますので、何ら合併特例債を使って庁舎を建設するというふうには支障があるわけではございませんので、ぜひ、この今現在の既定の方針でやっていきたいというふうに思っております。

〔8番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

再質問は3回ということになっておりますので、3回を通り越えましたので、再質問ということじゃなくして、市民の方に分かるように、私が一つ演説をしたいと思っております。

ルールにおいては合併特例債、さきの、これは平成30年4月17日に参議院で行われた特例債の延長の議決であります。そのときに、附帯決議として書かれている文面には、実施・完了と書いてあります。

実施とは、決めたことを実行することです。実行しておればいいということなんです。完了とは、完全に終わるということになります。百科事典にそうやって書いてありました。さっき調べたらそう書いてありましたので間違いないと思っております。

そういうようなことを踏まえて、さきの私が10月に陳情に行ったときに、地元の国会議員の人も、まだ3年もあるから、今延びますよとは言えないけれども、コロナという大きな問題がありますので、できるんじゃないんですかということ、そう心配しなくてもいいんですよという答弁をいただいております。

また、合併特例債を使うという、40億円を使うということになれば、3割負担ということであり

ますので約十数億円のお金が必要になってきます。十数億円のお金を使ってまで、今、工事をこの令和5年までに完成しなければいけない理由は、私にはどう見ても見当たりません。

また、さきの若原議員の質問等々の中にもありましたけれども、市税がコロナの関係によって2億6,000万減るであろうと言われている。また、国からの交付金も、当然それに伴い減るであろうという中において、市民サービスが物すごく低下することを私は危惧をしております。そういう中において、どうして今、新庁舎を造らないといけないのかなということについては疑問に思っておりますけれども、答弁のほうはよしとして次の質問に移りたいと思っております。

当然、造れば古いものが要らなくなる。要らなくなったものをどう利用するかということについて、さきの10月の答弁で総務部長にお伺いをしましたけれども、総務部長の立場では言えることも言えないだろうという思いをしておりますので、総務部長とは違った答弁を期待しながら、市長にお伺いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、庁舎の後の残った庁舎をどうするかということの利用計画の話でございます。

これは、前々回に総務部長がお答えをしていることとそう大きくは変わりません。

別に、総務部長がしゃべったことと、私がしゃべることが全然違ったことを議会で答弁するということはあり得ませんので、私のほうからは、またあえて重複しますけれども答弁を申し上げたいと思っております。

まず各庁舎の今後の利用計画でございますが、根尾の分庁舎につきましては、平成27年度に本巢市庁舎統合検討委員会から、地域振興策や防災面等の観点から総合的な支所とすることとの附帯意見を受けまして、平成29年度の本巢市庁舎統合検討有識者会議におきまして、根尾分庁舎を含まないこととして統合方法が検討されてきております。

根尾分庁舎は、本巢、真正、糸貫の支所とは異なり、各種証明発行などの窓口業務に加え、道路や上下水道の維持管理、また地籍調査や市営住宅など様々な業務を行う総合支所としての役割がございます。また、同時に、根尾地域や本巢北部地域において、災害が発生した場合には有効な防災拠点となるものでございます。

これら地域振興策や防災面等の観点から、根尾分庁舎は統合せず、現在の位置づけを維持して活用していくことが望ましいというふうに今考えております。

また、本庁舎及び真正分庁舎につきましては、耐用年数から当面は使用可能でございます。他の施設で機能が重複した施設の統合や老朽化した施設の移転など、公共施設再配置計画の方針も踏まえながら、今後の利活用について検討してまいりたいと思っております。

なお、もとす広域連合などの他団体に引き続き利用していただくことや、民間等による市民サービスが提供できるような場合には、管理を含めた委託や譲渡についても検討していきたいというふ

うに考えております。

いずれにいたしましても、残りました庁舎の活用につきましては、今後、市民の皆様やまた議会の御意見を賜りながら利用計画を決定していきたいと、庁舎統合のときと同じように、後利用につきましても様々な各方面の御意見をお聞きしながら、使えるものは再利用しながら、やっていけるような方向で皆さん方の御意見を賜る中で利用計画を決定していきたいというふうに考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

再質問をいたします。

答弁が何にも変わらない、総務部長との答弁と何ら変わりがない、それは当たり前ですよ。総務部長は、簡単な言い方をすれば宮仕えなんで。市長の命令によって物事をなすというのが、総務部長の仕事であります。ですから、議会が承認もしていない土地の測量も、これは市長の命令でやった。このことは明確なことであります。ルール違反までして、なぜ、新庁舎にこだわるのか、どう見ても理解ができません。

市長の答弁の中において何の計画性もない、ただ造ることのみで跡地の利用すらも考えていないということが明確に分かりました。

私の前に質問した堀部議員においては、市が所有する土地についての売却等々と言っておりました。糸貫庁舎は当然取り壊す。そうなれば更地が残る。その土地の利用計画すらないということについては、がっかりしております。

何にしてもかんにしても、早い話が計画が何もない、ただただ、新庁舎を造りたいだけの話や。私に言わせれば、先輩議員たちと力を合わせて、この本巢市が合併したときに基金となる、家庭で言えば貯金というものが20億そこそこあったかないかというふうに聞いております。

それを、議員たちが力を合わせ、また職員たちが力を出し、そして家庭で言う貯金を40億まで増やしてきている。この中の20億を切り崩して、簡単な言い方をすれば、市民にばらまいても何ら本巢市の市政に対して何の影響もないというふうに思っております。

そういう中において、今の答弁、非常のがっかりしておりますので、何遍話しても駄目なものは駄目ということで、あとは議員の力、また私の思いを市民の方たちの力を得て、形にしたいと思っております。

再利用については、その程度にしておきます。

あとは、合併特例債、期限が迫っておる迫っておると言っておりますので、残りは約40億あるわけであります。この40億についての使い道についてお伺いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、お答えを申し上げたいと思っております。

庁舎の合併特例債、使った後の残り40億円はどういうふうになっているかというお話でございます。

合併特例債では、我々本巢市には、162億8,000万円というのが借入限度額でございまして、平成16年2月の合併以降、合併市町村におけます地域の一体性の確立及び均衡ある発展を目的に策定いたしました、いわゆる新市建設計画に基づきまして、西部連絡道路整備事業ですとか本巢中学校の建設事業、または学校給食センターの建設事業といったものに活用してきてございまして、これまでの発行済み額は約83億9,000万円というふうになっております、議員が御指摘の新庁舎整備に42億円ほど使ったといたしますと、残り36億9,000万円、約37億円を切る程度のもので、庁舎以外への事業に対する発行可能額というふうになると思っております。

今後の活用計画でございしますが、既に市の主要事業実施計画には計上いたしまして、そしてまた、国の交付金の対象事業というようなことで事業を既にやっております（仮称）糸貫インターチェンジへのアクセス道路である都市計画道路長良糸貫線、また市道糸貫0007号線の整備、また主要地方道岐阜関ヶ原線と一般県道北方真正大野線を結ぶ真正西部地域におきます幹線道路で、今後の企業立地等の産業誘導地区へなっております、この地区へのアクセス道路ともなる市道真正1069号線、また1007号線の整備、またさらにパーキングエリア周辺に整備を予定しております（仮称）本巢PA周辺公園の整備といった基盤整備事業への活用を計画いたしております。

そのほか、少人数の特徴を生かした教育をさらに進めるため、根尾小中学校を統合した義務教育学校への改修事業など、引き続き国の交付金を活用した事業に、この合併特例債を活用してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

再質問を行います。

40億の金が残っている、その中で今、答弁の中で、西部連絡道の工事でも使いましたよというような形で答弁がありました。それでもまだ80億残っているよということでもあります。

さきの私の一般質問の中で、県道の、分かりやすいことを言うと、昇平楼の前の道から上村建設のところにつながるあの県道、詳しい名前はよく知りませんが、あの道が非常に狭いということでも何とかならないかということで、多くの要望書をいただいて質問をしたところ、市長は何にもやる気はありませんとの答弁でありました。

ならば、県道としてのではなくて、市道としてあそこを開発すればできるんじゃないかなという思いをして、関係各位と相談をしたところ、それはできますよと、こういう話であります。

ただ、土地が幾らですかという話になったときに、全部買っても3,000万ですよと。名鉄の跡地を全部買っても3,000万。そして、あの場所だけでも分けてくれるかということで、大西議員、瀬川議員と若原議員ともども、名鉄と交渉した結果、分かりましたと、その部分だけでも結構ですよということで、今、土地売買契約書まで名鉄から私のところに届いております。だから、幾らで分けてくれるんですかと言えば、にこっと笑いましたけれども、当初の3,000万よりは必ず安いはずであります。土地の面積にしては半分以下であります。

その中で使ったとしても、そんなに多くのお金はかからなくて、あの道の整備ができるんじゃないかなという思いをしております。

市長においては、この残りの合併特例債、期間中に名鉄の跡地を利用して市道の開発をするつもりがあるか否かお伺いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を藤原市長に求めます。

○市長（藤原 勉君）

端的に申し上げれば、そういう計画はありません。

今後、合併特例債を使うというものについては、既にもう御案内、先ほど答弁を申し上げましたように、国の交付金事業を使ってやる事業にほぼ充ててきておりまして、国の交付金を使いながら我々の市税を、市の税金を、一般財源を使うのを減らすような勘考をしながら、今の基盤整備を進めてきておりますので、今後もこうした国の交付金事業、そしてまた市の負担になります部分を合併特例債を活用するような形で事業をやっていくと。先ほど申し上げた幾つかの事業で、ほぼ残り分の約37億を切りますけれども、このうちの、今現在計画しておりますと大体31億ぐらい出てまいります。あと数億円残りますけれども、これも交付金額が多少増減することがありますので、交付金が増えれば合併特例債を使わなくて済むし、交付金が減れば特例債を使う額が増えてくるということで、多分、ほぼこの今申し上げたような事業に充てていくことによって、合併特例債の大半がなくなっていくということになっておりまして、今後も、市の主要事業実施計画に計上しております事業に重点的に合併特例債を使って基盤整備を、残り令和5年度末までにやっていきたいというふうに思っております。

〔8番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏑本議員に申し上げます。

時間が経過しておりますが議論が高まっておりますので、私の判断で少しばかりの延長をしたいと思います。

簡潔にお願いします。

○8番（鏑本規之君）

ありがとうございます。

議長の裁量で質問の時間を延長していただけるということですので、非常にありがたく思

っております。

これは、市民の声なんです。市民が、多くの市民が望んでいて、朝夕あそこが非常に混雑をする。また学童が朝夕通るところにおいて、バスですら擦り代わることもできない、中型の乗用車ですら擦り代わるができない非常に危険な地帯であります。

県においては、黒田議員をはじめ同志の議員と陳情に行ったときも、あそこは県道としてのていなをなしていないけれども、広げたくても民家が多くて広げられない。代わりの土地を提供してもらえらるなら、県として開発も可能であるというふうに伺っております。また、県から来ている、出向しておられる今の本巢の職員の方たちにも聞いても、できるんじゃないんですかということ聞いております。

頑としてやりませんよと言うのは、耳なしハウスケと言われるのか藤原と言われるのか分かりません、市長だと思っております。

市民の声を市政に生かし、そしてやるのが市長ではないかというふうに思っております。残念でありますけれども、この件については、また別の形で勘考していきたいと思っております。

ただ、あれだけの四百数名の方たちの署名を頂いております。嘆願を頂いております。何ならその3倍も4倍も多くの要望を頂いてきました。そのぐらいの力は、今の市会議員は皆持っております。そういう判断の中において、有効にあとの残りの40億を使っていたきたい。

また、今、市長が言われているように、交付金は市長がもらってくるわけじゃない、私たち議員も何度も何度も東京に陳情に行き、そしてお願いをし、多くのお金を頂いてきている。市長が計画した事業においても、予想以上の交付金を頂けるように何度も何度も国に陳情に行き、そして御縁をつくって、今がある。だからこそ、この合併特例債も80億が残っているということなんです。

基金も40億まで増やすことができた。これは誰のおかげかということなんです。これは、さきの内藤市長のおかげも物すごくある。けれども、職員の力もある、議員の力もある。そういう中において、残してきたお金であります。それを市民のために有効に使うのが、合併特例債の意味だと思っております。

この合併特例債の延長の中に文言が書いてあります。住民合意を尊重しと書いてあります。市長の合意を尊重しとは書いていない。市民の意見を尊重して、そして合併特例債を使いなさいよと書いてある。これが国の延長の条件なんです。

そのことを踏まえ、議長が一般質問等々許していただきましたので、再質問としても市長には酷であろうと思っておりますので、この件については終わります。

また、議長の配慮で時間を延ばしていただきましたけれども、もう一点の根尾川におけるサイクリングロード、これは市長の選挙に出たときの公約であります。

私の生まれふるさとの隣の岡崎市においては、難儀をしている市民に5万円ずつ配りますよということで大もめにもめて、議会の中の否決を食らっておりますけれども、あの戦法がいいか悪いかは別として、また他の市町村においては、同じようにお金を配りますよと言って当選をしたけれども、その人はちゃんと実行しますよと言っている。

また、他の市町村においては、村は知りませんが、市においては合併特例債を使ったり、また役場を造ることにおいて、新庁舎建設においてはコロナの関係上延期をしますよということが多々報道されているにもかかわらず、うちの市長は頑として自分の任期中に造りたいと言う。そういうような形かなという思いをした中において、一般質問を終わるわけですが、河川のことについては市長の答弁、サイクリングロードについては市長の公約でありますので、任期中に完成していただくことをお願いして、私の一般質問を終わります。

議長におかれましては、配慮のほどありがとうございます。お礼を言っておきます。

また、総務部長においては、10月の議会において不愉快な思いをさせましたことをこの場をお借りして改めておわびをします。終わります。

○議長（黒田芳弘君）

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時からとしますので、よろしくお願いいたします。

午前11時35分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（黒田芳弘君）

会議を再開いたします。

続きまして、11番 道下和茂君の発言を許します。

○11番（道下和茂君）

ただいま議長の許可を賜りましたので、一般質問を行いたいと思います。

TBSのLINEのニュースで製品評価技術基盤機構というところが、コロナウイルスの感染対策のために使用する機会が多い消毒用アルコールは揮発性が高く引火するおそれがある。これから冬場になりますと、寒い寒いと言ってストーブに手を当てると大きなやけどをする懸念もあるということで、どうかうっかりした気持ちの緩みからお互いに気をつけていただきたいなと、こんなふうに思っております。

本定例議会一般質問の最後の質問議員となりました。私はえとがとりでございますので、最後のトリということで勝手に解釈をいたしております。もっと早くに今回の問題提起をしたかったんですが、コロナウイルスということで自粛をいたしまして、3月、6月と遠慮をしたところでございますが、どうか午後の皆さんの両まぶたが皆さんの夫婦仲同様に仲よくなることは一向に構いませんので、最後まで御辛抱願いますようよろしくお願いいたします。質問に入らせていただきます。

1項目めの市内の山林の木材活用と整備についてでございます。

市内の森林面積は、国有林を除きますと2万7,475ヘクタールで、大別すると、旧本巢町には、一部木材生産林が見られるものの、旧根尾村を含めるほとんどが環境保全林で占められている状況でございます。市内の植林地は、標準伐期齢の7齢級を過ぎた杉が多く見られ、適宜な整備を怠ると山地の荒廃につながります。森林の持つ多面的機能維持のためには、間伐・更新伐が必要でござ

います。経営管理実施権が設けられ林業事業体に委託整備をすることから、こういった事業が始まると山林の整備が今よりは推進されることに期待をいたしております。

市有林は、令和元年末の財産調書によりますと、面積が694ヘクタール、立ち木の推定材積が20万5,000立米となっており、根尾、大須、鍋倉、板所地区の市有林では10齢級以上の高齢級が多くある半面、下草や低木などの生育が見られなくなるなど森林の持つ多面的機能が失われつつあります。間伐などの整備が必要かと考えます。

私がただいま申しました7齢級とか1齢級とかいいますのは、植栽をした年を1年として、1年から5年生を1齢級、6から10を2齢級として、5年単位でくくった植林でございまして、7齢級というのは、簡単に5倍していただければ植栽したときからの年数が分かるかと思えます。

それでは、①市有林では、標準伐期齢以上の植林の面積及び材積は。また、整備の必要性をどのように考えていますか、林政部長にお伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を饗場林政部長に求めます。

饗場部長。

○林政部長（饗場昌彦君）

市有林の標準伐期齢を過ぎた森林面積と材積、整備の必要性についてお答えいたします。

本市では、昨年3月29日に森林整備計画を樹立して森林の整備に関する基本的な事項を定めており、県が策定した第14次揖斐川地域森林計画と整合を図りながら、杉の標準伐期齢を旧本巣町・糸貫町で35年、旧根尾村で40年、ヒノキの標準伐期齢を旧本巣町・糸貫町で45年、旧根尾村で50年としております。

令和2年3月末現在の森林簿データによれば、市有林において、これらの標準伐期齢を超える森林の面積・材積は、杉で118.87ヘクタール、5万9,232立方メートル。ヒノキで89.61ヘクタール、3万6,999立方メートルとなっております。

本市の森林整備計画では、第3期岐阜県森林づくり基本計画に基づく森林配置計画における将来目標区分の区域を定めており、現在、市有林は全域を広域的機能を重視した環境保全林に区分し、天然力を活用することを基本に公益的機能の発揮に必要な最小限の森林整備を行うため、清流の国ぎふ森林・環境基金事業を活用した切捨て間伐を実施してきました。

昨年度までに市有林の切捨て間伐はひとまず完了しておりますが、今後は搬出間伐についての検討が必要と考えることから、森林の現状、気候や地形といった自然条件や法規則等の諸条件を踏まえ、木材生産を目的とした森林に将来目標区分を変更することが妥当な場合には、新たに森林経営計画を策定して、国や県の補助事業を活用した搬出間伐を実施するとともに、併せて本市の森林整備計画において、環境保全林から木材生産林に変更するための必要な手続を取ってまいります。

〔11番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

再質問でございますが、整備につきましては昨年度までに切捨て間伐による整備はひとまず完了したと。今後は搬出間伐による整備を行っていききたい。また、諸条件を踏まえ、木材生産林に変更していきたいという答弁で結構かと思えます。

なお、キャンプパーク付近、鍋倉林道を入りますと、大径木が多くある市有林の材積が分かればお答え願えますか。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

饗場部長。

○林政部長（饗場昌彦君）

鍋倉の市有林についてお答えいたします。

鍋倉の市有林は杉を主体とする人工林で構成されており、森林簿データによれば、杉で約6,500立方メートルの材積を有しております。

〔11番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

それでは、②についてお聞きをいたします。

林業では、低い労働生産性、高い労働災害率といった林業特有の課題に対処していく必要があります。作業環境の悪さも一因して、林業の従事者は年々減少しており、魅力度の低い産業となっています。地理情報やICTなどの先端技術を活用し、生産性の向上を図り、魅力のある需要に応じた高度な木材生産を可能とするスマート林業の推進が必要でございます。そのために、労働生産性の向上、生産コストの削減、労働強度の軽減を図ることが求められてまいります。林業に関わる様々な課題解消に有効と思われるスイングヤーダやプロセッサなどの高性能林業機械があります。本市の事業体におきましては、本市の事業体や自伐型林業者による単独導入は、本市の山林の形状、また規模や事業実態から困難と思われれます。

そこで、高性能林業機械の使用により、労働生産性、生産コスト、労働強度の改善を図り、安定した林業を継続していく方法の一つとして、高性能林業機械のリース代金を補助することは有効と考えます。そうした林業の作業環境への支援は考えられるのですか、林政部長にお聞きいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を饗場林政部長に求めます。

饗場部長。

○林政部長（饗場昌彦君）

林業の作業環境への支援についてお答えいたします。

本市では、森林経営管理法に基づき、森林所有者が自ら管理できない森林を市が森林所有者に代

わって整備を行うため、経営管理権集積計画の策定を進めております。市は、この計画により経営管理権の設定を受けて、今年度から森林環境譲与税を活用した森林整備を林業事業体に委託して実施することとしており、来年度以降につきましても、順次森林の所有者の探索や森林経営の意向調査等を進め、経営管理権集積計画による森林整備の推進に取り組んでまいります。

森林環境譲与税は、今後段階的に譲与額が増える見込みであり、森林整備の受皿となる林業事業体の作業環境を支援することはますます重要となってくることから、人材育成や担い手の確保に向けて国の緑の雇用事業や、県で設置した森のジョブステーションぎふの各種支援事業のほか、本市が昨年度から開始した森林技術者の安全装具等の購入支援を効果的に活用するよう林業事業体に働きかけてまいります。

今後につきましては、労働生産性の向上、生産コストの削減、労働強度の軽減を図り、林業事業体の作業環境改善を支援するため、搬出間伐等の素材生産に必要な林業機械のリース助成や作業道の修繕経費につきましても、森林環境譲与税を活用した支援について検討を行ってまいりたいと考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

再質問ではございませんが、経営管理実施権を設け林業事業体に委託整備することは、山林の整備が進み、事業が増加することでもあります。素材生産に必要な林業機械のリース助成、作業道の修繕経費を譲与税を活用して支援されることは、林業特有の課題解決にもつながり、御努力を期待し、注視していきたいと思っております。

それでは、③についてお尋ねをいたします。

木材価格の低迷や少子高齢化・過疎化による山林の放置が進む中で、山林の荒廃が進むことは自然環境に悪影響を与え、上流域から下流域、生態系にも大きな影響を及ぼします。

現在では、搬出間伐の杉材などは、一部の良質材を除き、ほとんどがバイオマス燃料となっているのが現状かと思っております。公共の建物の構造の木造化や内装の木質化は、本来の木材利用を促進し、林業の安定に有効なことと考えます。

そこで、③の木材の利用促進で環境譲与税を充当できる範囲はどのようになっていますか、お聞きをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を饗場林政部長に求めます。

饗場部長。

○林政部長（饗場昌彦君）

木材の利用促進で森林環境譲与税を充当できる範囲についてお答えします。

森林環境譲与税は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、これまで手入れ

ができていなかった森林の整備等に必要な地方財源を安定的に確保するための国税として、令和6年度から森林環境税の賦課徴収に先立ち、昨年度から譲与が始まりました。

森林環境譲与税の用途については、法律上、森林の整備に関する施策及び森林の整備の促進に関する施策と規定しており、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用としています。

本市におきましては、法や税制改正大綱の用途にのっとり、森林経営管理法の経営管理実施権に基づく間伐等の森林整備を推進することを第一として、これに必要な森林所有者の探索、森林経営の意向調査等に充てるほか、必要に応じて森林整備を促進するための人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等に充ててまいります。

公共建築物の木質化等につきましては、構造材、内装材、木製備品に要する経費をはじめ、建設費のうち木工事部分に該当する費用に充当できると考えておりますが、清流の国ぎふ森林・環境基金事業の採択要件等と照らし合わせて基金事業の対象とならないことを確認し、森林環境譲与税と清流の国ぎふ森林・環境税のすみ分けを行った上で実施する必要がございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

再質問でございますが、森林環境譲与税は、令和6年から税として国民から賦課徴収が始まります。昨年度から5か年の譲与額の確定金額、また推定金額が分かればお教え願いたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

饗場部長。

○林政部長（饗場昌彦君）

森林環境譲与税の譲与額についてお答えいたします。

昨年度、令和元年度の実績としましては、1,692万2,000円でございます。令和2年度、今年度と来年度、令和3年度につきましては3,596万円。令和4年度と令和5年度については4,654万円、令和6年度以降につきましては5,711万円、同額となっております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

はい、ありがとうございました。

次に、④についてお尋ねをいたします。

市有林には利用可能な木材が豊富にあります。市有林の木材によるオーダーメイドの木質化を現在計画中の庁舎建設、また教育施設の木質化や備品へ利用することは市民の財産の有効活用となり、

郷土支援の認識のPRにもなります。また、先人たちが将来に思いをはせ、植林管理されてきたことに報いることにもつながります。

現在は加工技術も進み、ここにサンプルを持ってまいりましたが、これをお返ししますけど、床材は圧密加工で60%の水分を除くことができます。そのことにより、ブナ材やナラ材の1.6から1.9倍の堅さとなります。このサンプルをお返ししますので、一度見ていただくとありがたいと思います。左方から右方へ圧縮したらこうなりますよということですので、よろしくお願いをします。

お目通しをお願いいたしまして、市有林には、先ほどの林政部長答弁によりますと、標準伐期齢を過ぎた木材が杉・ヒノキ合わせて9万6,231立米と豊富にあり、特に鍋倉林道沿いにおきましては、搬出も容易なところに良質な杉材が6,800立米ほどあります。この木材を環境譲与税や国県補助事業の有利な財源を用いまして、市民への財産活用のPRや、利用者に木の持つぬくもり感を与え、安らぎを感じる施設整備も必要ではないかと思えます。木材は使用までに伐採時期、乾燥、加工と制約や時間を要することから、使用目的を定め、計画的な準備が必要となってまいります。それには林政部との綿密な打合せも必要かと考えます。

そうしたことを踏まえまして、総務部長、教育委員会事務局長にそれぞれお聞きします。

新庁舎・教育施設の木質化や、備品に木材の使用の考えはありますか、お伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長及び青山教育委員会事務局長に求めます。

初めに、畑中総務部長に答弁を求めます。

畑中部長。

○総務部長（畑中和徳君）

新庁舎の木材利用ということでございますが、現在、新庁舎におきましては、庁舎整備基本計画（案）の中に記載してございますとおり、木質化を含めた木材利用について検討を進めているところでございます。

市有林の樹木につきましては、おおむね杉で、ブナやケヤキなどの広葉樹は少ないと聞いております。杉につきましては、内装の壁材や市民スペース、待合スペースの椅子などに、また広葉樹につきましては、応接セットなど壁材や家具への木材利用を検討してまいりたいというふうに考えておりまして、内装の木質化や木材の家具によるぬくもりや安らぎ、癒やしなど、来庁者の方に木材の魅力を感じていただけるよう庁舎の整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、木材利用に当たりましては、市有林を有効に利用するとともに、国や県の補助制度、森林環境譲与税を財源として活用いたしまして、建設費や備品購入のコスト削減に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（黒田芳弘君）

続きまして、青山教育委員会事務局長に答弁を求めます。

青山局長。

○教育委員会事務局長（青山英治君）

教育施設の木質化や市有林の木材の備品への使用についてお答えいたします。

市有林の木材の活用は、児童・生徒にとって、ふるさとの森林資源に直接触れ、森林環境について学ぶことができるよい機会と考えております。そのため、教育施設におきましては、令和4年度の開校に向け、今年度実施設計を行うなどの準備を進めている義務教育学校（仮称）根尾学園に係る校名の看板ですとか、校歌の額や各種サイン表示などに市有林の木材の活用を検討していきたいと考えております。

また、今後建設を予定しております弾正幼稚園につきましては、内装の木質化に市有林の木材を使用することを検討していきたいと考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

総務部長に聞きますけど、壁材だけではなく、こうした圧密加工の床材がございますので、そこら辺も踏まえて検討をしていただきたいなと思いますが、いかがですか。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

その強度等も十分に確認をしながら、使えるものについては利用していきたいというふうに考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

教育委員会事務局長にお尋ねいたします。

義務教育学校（仮称）根尾学園整備に県産材による木質化が計画できない理由はなぜか。また、備品として生徒用机の天板などに使用することは、生徒に木を見て触れることにより、ふるさとの木材の利用や環境保全に対する理解を深めるなどの学習機会になると考えます。大体、机の天板が1枚1万円ほど、県の2分の1補助を使えば5,000円ほどになると聞いています。どれだけ既製の塩ビの天板とは違うのか、またそういった比較検討がされたのか。また、新しい制度で始まる本巢市で初めての小・中一貫校です。せめて天板ぐらいは新しいものと交換してあげてもよいのではないかと思います。また、（仮称）根尾学園では、100枚ほどあれば足りると思われれます。大体、木材の使用量は21立米で60%圧密をかければ、約80から90立米の木材があればいいかと考えておりますが、そういった新しくすることにどういった無理があるのか。また、無理であるとするならば、先ほど総務部長の答弁は、庁舎建設に市有林の木材による木質化を考えていきたい旨の答弁でござ

います。その際、併せて木材を調達し、市内全校の天板を交換されるか、また山林をいつも見て育つ（仮称）根尾学園や外山小学校に取り入れる検討はできますか、お伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を青山教育委員会事務局長に求めます。

青山局長。

○教育委員会事務局長（青山英治君）

義務教育学校に係る内装の木質化について、まず1点お答えしたいと思います。

これにつきましては、地域交流室につきまして木質化を一部計画しておりますけれども、ただこの施設につきましては、国の学校施設の整備事業に係る負担金の補助事業を予定しております、県の木質化補助との重複ができないということから、今回につきましては補助対象外ということとなっております。ただし、木のぬくもりについてできるだけ多く触れていただくという思いから、この地域交流室につきましては、天井と壁の一部をできる限り木質化するよう計画しているところでございます。

2点目の生徒用の机の天板に使用することはできないかという御質問でございますが、生徒用の机の天板につきましては、今回の義務教育学校の整備事業の中では、現段階で計画をしておりませんが、今後県の森林環境税事業である、ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業などの各種補助制度の活用を前提に検討してまいりたいというふうに考えております。

次年度につきましては、県に確認をしましたところ、既に補助の希望の締切りが過ぎているということでございますので、令和4年度以降ということを検討していきたいというふうに考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

ぜひともこの天板は、先ほど回しましたように、圧密加工した木材を使用しております、その上にプラスチックのコーティングというか、シートを張りまして、非常に堅固なものになっておりますし、本当にきれいなものでございます。ぜひともそういう形で今後検討をしていただきたいなと、こんなふうに思います。

それでは、⑤についてお聞きします。

林政部と学校が連携され、これまでも根尾キャンピングパークにおいて木工教室が開かれて木育活動が行われておることは私も認識をいたしております。キャンピングパークから少し足を延ばし、先ほどの鍋倉の市有林では、比較的平地もございまして、植樹体験などもできます。藤原市長が役職を務められる岐阜県緑化推進委員会が行う緑の募金による公募事業など、そうした助成事業もございまして、ぜひとも活用していただきながら、森林資源の循環やふるさとの山と環境との関わり合いを生徒が植樹などの体験を通して、木を見て触れることにより環境保全に対する理解を

深める教育は大切なことと考えますが、このことにつきまして教育長と林政部長にそれぞれお聞きをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

学校などにおける森林環境教育についてお答えいたします。

森林環境教育の趣旨は、森林などでの様々な体験活動を通して人々の生活や環境と森林との関係について理解と関心を深めるとともに、森林と人々が共生する社会の実現に向けた取組を推進することにあります。その趣旨に照らせば、本市の豊かな森林はまさに誇るべき地域資源であり、子どもたちにとっては、自然や環境について身近に感じながら学ぶ教育の貴重な教材でもあります。

本巢小学校では、最も身近な文殊の森に定期的に出かけ、木の特徴や色、匂い、感触などを五感を通して感じ取ったり、木や森の季節の変化を学んだりしています。外山小学校では、同じくコボ山を生かして同様の取組を行うだけでなく、本巢林研クラブや岐阜農林事務所の協力を得て、間伐や植林の重要性、広葉樹林の活用などを学び、実際に間伐した木の枝打ちや、落とした枝でコースターなどを作成する森林環境学習にまで発展をさせています。

また、先ほどお話もありましたけれども、市内小学5年生が根尾キャンピングパークで宿泊学習を行う際には、林政部の協力を得た木育の一つとして、間伐材を使ったペン立てを作る活動も行っています。

そのほか、県及び情報科学芸術大学院大学（IAMAS）と協働した森林体験活動、森のアートプロジェクト事業も計画を進めています。これは、市内北部の森林を学びの場として、森林の美しさや面白さを見つけるとともに、ドローンなども駆使した映像などをプログラミングアートと融合させ、子どもの豊かな感性で森林から感じ取ったよさを表現し、発信する活動です。コロナ禍で開催時期については今検討しているところでございます。

今後は、これまでの取組を生かしつつ、学年や目的に応じた森林環境教育のカリキュラムや活動の展開例を作成して各校へ推奨してまいります。あわせて、市内小学5年生が宿泊学習で根尾キャンピングパークに出向く機会を捉えて、その前後の期間を一連の森林学習の流れに位置づける工夫・改善を図り、本市が誇る森林を確かな森林環境教育につなげてまいります。

また、令和4年度開校予定の義務教育学校、根尾学園で新設するふるさと科において、間伐や植林などの体験も位置づけた森林環境教育を推進していきたいとも考えております。以上です。

○議長（黒田芳弘君）

お断りを申し上げます。皆様に配付いたしましたこの一般質問項目につきましては、この項目について、林政部長の名前が漏れておりますが、通告書にはそのように通告されておりますので、発言をしていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

ただいまの質問についての答弁を饗場林政部長に求めます。

饗場部長。

○林政部長（饗場昌彦君）

森林との関わりの体験学習につきまして、学校教育における林政部の取組についてお答えいたします。

林政部では、本巢市緑の募金会の活動事業としまして、市内8校の小学5年生を対象とした木工教室を開催しており、例年、根尾キャンピングパークにおける校外学習において実施しております。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて中止となったことから、個々の小学校に出向いた形で木工教室のほうを開催しております。7月から10月までに6校でペン立ての材料提供・工作指導を行っており、残り2校の木工教室につきましても、現在日程を調整しているところでございます。

小学校において、木工教室の時間を十分確保いただける場合については、森林・林業の現状や木材が再生可能な資源であることの説明を行うなど森林環境教育の推進に努めているところでございます。

今後、学校や教育委員会が主体となって植樹・植栽等の森林との関わりの体験学習を学校教育に取り入れる方針があれば、あらかじめ本巢市緑の募金会への説明を行い、御理解を得た上で、林政部といたしましても可能な範囲で協力してまいりたいと考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

本市が誇る森林を確かな森林環境教育につないでいくことは、森林と人が共生する社会実現を推進する大切なことです。子どもたちが自然環境を見て触れて体験できる貴重な学びの場であります。林政部におかれましても、できるだけ協力を願いたいと思います。

次に進みます。

次に、2項目めの淡墨桜折損木活用作品の公開展示は考えられますか。

平成30年9月の台風21号は、強い雨と風で全国的に大きな被害を及ぼしました。淡墨桜も甚大な被害を被り、直径20から30センチの4本の太枝が折れました。関係者が保護と再生に努力され、翌年も見事に開花を見ることができました。そうした一連の報道を受け、県内から1,000万近い浄財が寄せられました。桜の所在する地元議員としては、改めて感謝を申し上げたいと思います。

また、根尾中学生が1,500年の長寿を支えた枝を何らかの形で残せたらいいと声を上げたのがきっかけで、活用についての問合せや意見が市内外から多く寄せられました。その声に応じ、（仮称）根尾学園学校運営協議会により、淡墨桜折損木活用検討委員会が設けられ、活用・アイデアを専門分野の有志に呼びかけたことから、市内外から、画家の伊藤嘉晃氏や染色家、所鳳弘氏をはじめ、仏師、円空像を彫る会などの専門家が中学生と一緒に作品作りができたかと連携体制ができましたが、コロナ禍のため、残念なことでありますが中止となりました。そうした中で、自粛生活で

の作品作りに励まれた作品がこのほど完成し、市へ寄贈が予定されておると聞いております。

また、中学生は箸、髪飾りを製作・販売し、売上金を桜の保護に充てようと計画、道の駅やモレラで販売されました。好評な様子が11月18日にNHKニュースで紹介もされております。作品の全ては、来春さくら資料館で展示される予定ですが、それ以外に広く皆さんに見ていただくよう、天然記念物淡墨桜の折損木による云々と冠をつけた作品の公開展示ができれば、中学生の一言がここまで盛り上がったことはすばらしいことであり、それに応えようと協力いただいた専門家や関係各位の方々も大変すばらしいことと思っております。

また、こうした輪がつけれる本巢市はすばらしいまちだと知ってもらうことは意義あることと考え、見解を教育長にお聞きいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

淡墨桜は、今から1,500年前の古墳時代に継体天皇によりお手植えされたと伝えられています。日本で樹齢1,500年以上の樹木は43本、うち桜は山梨の山高神代桜と根尾の淡墨桜の2本のみです。この郷土の宝、淡墨桜は、これまで前田利行氏、宇野千代氏をはじめ多くの人々の懸命な保護活動により守られてきました。

その淡墨桜の枝が平成30年9月の台風21号で折れ、この痛々しく折れた枝を見た根尾中学校の生徒たちが、この枝折れを不幸で悲しい出来事で終わらせるのではなく、自分たちの力で新たな命を吹き込みたい、そして淡墨桜を守る活動につなげたいと訴えました。その中学生の淡墨桜を愛する思いが多くの人々の心を動かし、折損木活用検討委員会が組織され、その趣旨に賛同した県在住者の著名画家の伊藤嘉晃氏、染色家の所鳳弘氏をはじめ、書家、仏師、円空彫りのグループ、根尾小学校、揖斐高校など全9個人・団体が折れ枝の復活に取り組みました。

根尾中の生徒たちは、岐阜大学美術教育教授の指導を受け、枝を削り、心を込めて箸と髪飾りを作成しました。先週、道の駅おりべとモレラ岐阜で販売し、両日とも即完売となりました。販売した収益は、今後の淡墨桜の保護活動に役立てられます。

伊藤氏らが作成した四季の淡墨桜を描いた板絵、柔らかにほほ笑む円空仏、木くずで繊細に染められた絹のマスクなど、各個人・団体が制作している作品は「リボン淡墨桜」と題し、桜の開花時期に合わせて、令和3年3月20日から5月5日までさくら資料館で公開展示を行う予定です。その初日には制作者の方々にもお集まりいただき、作品に込めた願いや苦労などを語っていただきます。

また、より多くの皆様に復活した淡墨桜の作品を見ていただけるよう、公開展示前の2月に本巢市民文化ホール2階などでPR展示を行いたいと考えています。本巢市観光協会と連携して、四季折々の淡墨桜を写した写真を掲示したり、淡墨桜の歴史を解説する映像を流すなどして、市民の皆様にも郷土の宝、淡墨桜への関心を高める機会にもしていきたいと考えております。

[11番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

再質問をいたします。

公開展示場所につきましては、市内も大切なことですが、この作品を制作いたしました方々が在住する市町の庁舎やロビーなどをお借りいたしまして、公開展示も一つの方法ではないかと考えますが、このことについて教育長にお聞きしたいと思います。先ほど関係市町のことにつきましては教育長が申し上げましたとおりでございますし、先ほどのマスクにつきましては、私1枚お借りしてきました。これは絹で作られておりまして、お肌に大変よろしいものでございますので、これも回しますので一遍見ておいていただくと幸いかと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

伊藤嘉晃氏はじめ、多くの方たちが作ってくださった作品についてですが、市内外のできるだけ多くの人に見ていただき、また根尾中の子どもの思いや作品を作られた方の思い・願いをいろんな形で感じ取っていただきたいと考えております。

具体的には、現在、淡墨桜は市の財産でもありますけれども、岐阜県の宝でもあるということで、岐阜県教育委員会と連携をして、県庁もしくはふれあい会館で展示ができるような形で動いております。また、中核市である岐阜市とも連携をして、メディアコスモスとかで展示はできないだろうかという話も今させていただいております。

先ほど御紹介いただいたそのほかの市町などの展示については、作者の思いとか作品の管理などを考慮して、できることを行っていきたいと考えております。

[11番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

よろしく願いをいたします。

それでは、次に3項目めの質問をいたします。

先月10月28日は、明治24年に根尾谷を中心に発生した内陸型地震では観測史上最大とされる濃尾地震が起きた日でございます。県では、この日を県地震防災の日に定められています。また、多くの方がお亡くなりになり、今年も地震観察館前の横死者之碑では追悼法要も行われております。近年では、日本全国で大型地震による甚大な被害が発生しており、日本周辺では2分に1回の割合で地震が起きていると聞いております。また、いまだに129年前に発生した濃尾地震の余震も起きて

おるそうでございます。

濃尾地震発生から来年で130年の節目を迎えます。住んでいる地域でも地震による壊滅的な被害が発生したこと、この教訓を基に、いま一度地震防災についての啓蒙や備えを再認識し、発生したときに、住んでいる周辺や学校などの危険なところを再確認し、震災に備える必要があるのではないかと思います。身近に起きた震災を後世に伝えていくことも必要と考え、見解を伺いたいと思います。

最初に、130年の節目に、市として地震防災・啓蒙の取組をどのように考えていますか。また、②におきまして、学校での取組をどのように考えていますか、それぞれ総務部長と教育長にお聞きをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、濃尾地震発生130年という節目の年でございますので、市の地震防災・啓蒙の取組についてお答えをさせていただきます。

来年は、本市を震源地といたしました濃尾震災発生から130年の年を迎えることから、市民の皆様の防災意識のより一層の向上を図り、地域防災力の強化につながる取組といたしまして、岐阜地方気象台の協力を得まして、地震発生のメカニズムや近年の異常気象の状況、大雨特別警報の新基準などを知っていただくために、防災講演会を教育委員会と連携して開催していきたいというふうに考えております。

また、毎年8月末に開催しております市の総合防災訓練につきましては、隔年で地震と風水害を想定した訓練を実施しておるところでございますが、来年度は風水害を想定した訓練を予定しておりましたが、震災130年の年でもありますことから、地震を想定した訓練を実施するとともに、災害発生当時の様子を伝える資料やパネル展示、起震車で地震体験等を取り入れ、市民の皆様の防災力の向上につなげてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（黒田芳弘君）

続きまして、2点目の教育の一環としての取組はという質問につきまして、川治教育長に答弁を求めます。

川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

2016国連大学環境研究所の世界リスク報告書によりますと、日本は自然災害に見舞われるリスクが世界で4番目に高い国に位置づけられています。これは日本が世界有数の地震国であることに加え、近年の気候変動により、台風・洪水などによる災害が増えたことによります。

こうした状況を受け、園、小・中学校では、いつ起こるか分からない自然災害に備え、自ら危険を予測し回避する能力を高めるための防災教育を実施しています。特に、命を守る訓練では、地震

などの災害が教室にいるときだけに起こるわけではないことから、休み時間に実施したり、予告なしで実施したり、また場所を変えて下校途中に実施したりするなど、様々な状況で自分の命を守る力を身につけるよう繰り返し訓練を行っています。

来年度は濃尾震災130年、そして東日本大震災10年の節目となることから、教育委員会では、既に昨年度、一般市民を対象に岩手県陸前高田市の金賢治前教育長を本市に招いて、命と防災の講演会を実施しました。

さらに、本年度からは災害時に地域における共助を中学生が担うことを狙いに、3年計画で市内全ての中学生が金賢治氏の防災講演会に参加し、災害に備え、命を守る意識と態度を高められるよう取組を開始したところです。

今後、発生後130年の機会を捉えて、各小・中学校におきましては、濃尾震災の被災状況を伝えるとともに、自然災害の発生メカニズムをはじめ、地域の自然環境、防災、減災などについて学んだり、濃尾震災の復興に尽力した金原明善氏について、その功績や生き方を学んだりするなど、発達段階に合わせた指導を行っていきます。

また、市民の皆様には、文化ホールなどで総務課と連携した130年の節目とした防災講演会、さらには濃尾震災パネル展などの開催を考えております。

さらに、根尾谷地震断層観察館において、国内に三十数点しかない書籍であります「1891年日本の大震災」などの貴重な資料をPDF化して誰でも見られるようにしていきたいと考えております。

130年の節目を捉え、濃尾震災を風化させず、その脅威を後世に伝え、地元で起こり得る災害の教訓を生かし備えていけるよう、市民の防災意識の高揚と実践的態様の育成につなげていきたいと考えております。

[11番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

本巣市は震源地とも言われております。そうしたアクションも必要でございます。総務部、教育委員会主体となり、連携した取組を切にお願いをいたしております。

それでは、4番目に進みます。

身障者用駐車場、これは淡墨公園でございますが、進入路及び市道についてでございます。

身障者用駐車場への進入は、市道から農道・林道経由で利用されております。しかし、林道部分の幅員は狭く、ほぼ直角のカーブがあり、見通しも悪く、利用者や一般の方からも事故があったらと懸念され、整備を望む声を聞いております。現在は、この部分は林道としての利用はほとんどなく、公園施設用道路として、開花シーズンは公園を管理される所管部署が交通誘導員を配置して公園施設用道路として利用されております。本来の使用目的とは違うことは承知していますが、林道のカーブ部分の改良はできますか、林政部長にお尋ねをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を饗場林政部長に求めます。

饗場部長。

○林政部長（饗場昌彦君）

林道部分の幅員が狭く、見通しが悪い件についてお答えいたします。

議員御質問の林道は、林道水鳥今村線であり、根尾水鳥字野寺を起点とし、根尾板所字立花に至る総延長1,360メートルの普通林道でございます。

林道は、森林を適正な状態に管理し、林業経営を効率的に行うことを目的に設けられる道路であり、林道規定に定める規格構造等の基準を満たす設計により開設されております。

林道の幅員が狭いことは承知しておりますが、林道規定にのっとり開設された林道を身障者用駐車場への安全確保のために改良を加えることは、林道本来の目的と異なることから、林道事業として実施することはできないものと考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

ただいまの林政部長の答弁では、林道本来の使用目的から異なり、林道としての改良はできないとのことでございます。使用目的からいえば当然の答弁かと思えます。

この林道は、先ほど部長が申しましたように、全長1,360メートル。農道との分岐点より身障者用駐車場入り口までの間で未改良部分が80メートルほど、今回の質問部分のカーブ部分は20メートルほどでございます。その先は公園整備の一環として拡幅がされております。整備により、誘導員の経費の削減ができ、何より利用者の安全が図れます。林道の一部区間を公園整備の一環として市道編入や公園管理道路としての位置づけがされないのか、これがまず第1点。

それからもう一つ、住民や公園への一般観光客のアクセスの市道は、御承知のとおり急勾配となっております。観光客への思いやりや住民の安全のための両面から、この勾配の緩和の改良はできませんか。2点について、産業建設部長にお聞きをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

淡墨桜の花見シーズンのピーク時には、1日約4,000台の車が訪れますが、淡墨公園内にある既存の身障者用駐車場は14台と数が少なく対応に苦慮していたことから、平成25年度に26台分を増設し、40台分の駐車スペースを確保しております。

身障者用駐車場へ行くには、市道根尾17号線から農道板所立花線、林道水鳥今村線を経由することとなりますが、農道と林道の交差点部分は幅員が狭く、ほぼ直角に交わっており、林道につきま

しては急勾配で幅員が狭いため、車の擦れ違いが困難であることから、花見シーズン時には3名の交通誘導員を配置し、案内しているところでございます。

議員御提案の林道を市道へ編入し、改良を行うことについては、先ほど林政部長が答弁させていただいたように、現に林道として使用しておりますので、市道への編入はできないものと考えております。

しかし、淡墨公園は本市の大きな観光資源でありますので、淡墨公園周辺整備の一環といたしまして、現に林道の見通しが悪く、普通自動車が擦れ違いができない箇所につきましては、新たに待避所等の整備方法について検討をしてみたいと考えております。

また、市道根尾18号線の急勾配のための改良につきましては、道路延長も短く、住宅も接していることから、多額の事業費がかかることから、改良はできないものと考えております。

現在、国道から公園まで行くルートといたしましては、車を使って身障者用駐車場へ行くルートと、多くの方が利用されております市道と、その市道から北へ200メートルほどのところにあります勾配が緩やかでゆったりと歩くことができるルートがございますので、今後につきましては、観光客が自ら公園まで行くルートを選択できるよう、駐車場内に誰が見ても分かりやすい地図看板と、各ルートに公園までの誘導看板を設置し、既存の3つのルートを有効活用していきたいと考えております。

[11番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

それでは、再質問をさせていただきます。

林道のカーブ部分の改良は、公園整備の一環として前向きに検討される答弁でございます。ありがとうございます。ぜひ早い時期に安全が確保できることを期待したいと思います。

市道編入は無理との回答ですが、非常にこれは残念なことでもあります。淡墨桜は本巣市を代表する観光地でもあり、多くの観光客が訪れます。弱者の方にも淡墨桜を楽しんでいただく目的で桜の近くまで車で行けたらとの思いやりから身障者駐車場を設けたと思います。地形的制約を受ける中、公園再整備が不均一課税により地域振興基金の財源が充てられ、地域振興に資するほかの充当事業もあり、進入路の整備まで財源確保ができなかったのではと想像もいたしております。

そもそも論でいえば、身障者駐車場を道路がなく、道路としての安全な考慮もなく、なぜ身障者駐車場は設けられたのか疑問を持たざるを得ません。身障者駐車場は必要なことです。しかし、安全対策にも配慮する必要はあったと考えます。

林道があり、安全のために交通誘導員を配置しておると言えますが、林道とは何ぞやとフリー百科事典を読みますと、森林法の規定に基づいて設置されるものであり、道路交通法及び関連法規の枠外にある森林の総合的な管理運営を行うための基盤となる移送施設です。これはただし書がありまして、一般の用に供される林道については、道路交通法、道路運送車両法などの規定は適用

されますと記載されております。林道を目的以外に一般の用に供することは、道路交通法第1条に記された、道路の危険を防止し、交通の円滑を図り、道路交通に起因する障害防止に資することをどこの部署が担保するのか。林道目的以外に一般の用に供するのであれば、淡墨公園を所管する部署が担保するのではないかと私は考えます。

このように、今後様々な起こり得る事態を想定し、市道編入や公園管理道路とする提案をしました。整備することは、安全の確保のほか、誘導員の配置経費が削減できる利点もあります。市道編入にすることは、道路構造令に適合した投資も必要となり、落石や幅員が狭いことなどから、路肩、山止め、排水などの整備も必要になってくると想像もできます。こうした費用対効果を考えるのか、理由はいま一つ釈然としないものがあります。現状判断を的確に考慮した答弁とは思えない、全く事務的な答弁かと思わざるを得ません。費用対効果などの考えをもって市道編入が困難とするならば、道路交通法を無視した利用が今後も続くことになります。林道だの公園施設だの議論する問題ではないかと私は思います。

こうした答弁になった場合を想定し、私なりにほかの自治体の運用例を調べてみました。ほかの自治体では……。議長、ちょっと時間。

○議長（黒田芳弘君）

時間が押しておりますが、大事な部分に差しかかっておりますので延長をしたいと思います。

○11番（道下和茂君）

ほかの自治体では、こうした場合、すみ分けと責任を明確にすることが内部で決められております。併用林道的な考えで施設を管理する所管部署が林道を借り受ける形で管理がなされ、林道であるが、実質、市町村道として一般の用に供しています。また、農道と林道が交わる場所から一部区間の身障者用駐車場までの林道廃止を行い公園管理道路とするなど、様々な手法をそれぞれの部署が協議の上で安全の確保の検討がなぜできないのか。縦割り行政の弊害の見本と私は言わざるを得ません。

そうした検討がされることを強く申し上げます。今後、こうした検討はされていけますか、産業建設部長にお聞きいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、ただいま議員のほうから、様々な手法をそれぞれの部署が協議の上、安全確保の検討について考えられないかということに対してお答えをさせていただきます。

現在、林道につきましては、先ほど林政部長が申しましたように林政部が、また市道及び農道につきましては産業建設部が、淡墨公園につきましては根尾総合支所総務産業課がそれぞれの部署で管理をしておりますので、今後につきましては、関係する部署が集まり、議員から御提案いただいた様々な手法につきまして調査研究をいたしまして、安全確保の検討をしてまいりたいと考えてお

ります。

[11番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

もう一点だけいいですか。

別のルートでございますが、先ほど観光客や一般住民が利用される市道の勾配緩和につきまして、これは本巢市を代表する観光地でもあります。樽鉄のお客などは、北側の公園管理道を利用していることから、ほかの観光客にも、勾配の緩やかな管理道があるから自ら選択していただくような看板などで誘導する対策を講じますということでございますが、観光客が自ら選んでいかれるとは到底思えない。また、このことも本当に場当たりの答弁ではないかと私は思わざるを得ません。

樽鉄利用の観光客の一部の方は、公園中ほどから急勾配の階段を利用し、休憩施設横へ通じるルートをやむを得ず利用されておるのが現状と思われまます。また、北側の管理道も勾配は同じ高低差を登るわけでございますので、そんなに緩やかな勾配とはとても思えません。現在の出店が並ぶ市道を延長すれば、勾配緩和は大きな予算は必要ないと私は考えます。答弁は結構ですので、先ほどの件と同じく、これも検討をしておいてください。

これで私の全質問を終わります。ありがとうございました。

散会の宣告

○議長（黒田芳弘君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

11月30日13時から本会議を開会いたしますので、御参集をください。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

午後2時10分 散会